みいつけた！
家族の笑顔増えるまち
おおたの子育て支援

太田市
教育・保育施設

入園申し込み／利用の手引き

太田市役所　こども課　入園児童係

令和7年度（2025年）向け

(2024 年 7 月作成)

この手引きの前に、まず「はじめてガイドブック」をよくお読みください。

「はじめてガイドブック」と見比べながら、必要なところをよくご確認いただき、

教育・保育施設の入園申し込み／利用をお願いいたします。

【太田市 HP への便利なリンク集】

スマートフォン・PC でご覧の方は、QR コードをタップ（クリック）することでリンク先のページに進みます。

太田市の子育て情報は LINE の友達登録	この冊子はカラーでも読めます	はじめての方は「はじめてガイドブック」	教育・保育施設の一覧とマップ
保育園・認定こども園 新年度募集状況表など	保育園・認定こども園 途中入園募集状況表など	保育園・認定こども園 Web 申し込みページ	幼稚園・認定こども園 のお申込み

目次

1. 教育・保育施設（0～5歳児）……6

（1） 教育・保育施設とは……6
（2） 教育・保育“認定”とは……7

2. 保育施設の申し込み……8

（1） 申し込みに必要な要件……8
（2） 保育の利用が必要な事由……8
（3） 保育施設を利用できる期間（利用終了日）の認定……9
（4） 入園月（利用開始月）……10
（5） 保育施設を利用できる時間（保育の必要量）の認定……12
（6） 保育の実施の解除……13
（7） 申し込みの流れ 【保育園、認定こども園（保育園由来）】……14
（8） 申し込み日程【保育園、認定こども園（保育園由来）】……16
（9） 申し込み方法 【保育園、認定こども園（保育園由来）】……17

（10） 申し込みに必要な書類 （提出する書類）....18
（11） 施設見学のポイント....22
（12） 施設へのお子さまの健康状況の相談....23
（13） 申し込み結果の送付....24

3. 保育施設申し込みの注意事項....25

（1） 希望施設の記入....25
（2） きょうだいの同時申し込み....26
（3） その他の注意事項....26
（4） 入園の辞退や転園....27
（5） 保育所入所不承諾通知（保育園に入れなかったことの証明書）....28
（6） 太田市外に在住で太田市の保育施設を申し込む（広域入所・転入予定）....30
（7） 市外の保育施設を申し込む（広域入所）....30

4. 保育施設申し込み後の手続き....32

（1） 申し込み内容から事情が変わったとき....32
（2） 認定の変更....33
（3） 下の子を妊娠・出産し産休・育休を取得したとき（育休継続入園）....34
（4） 世帯の状況などの変更....36
（5） その他の届け出....37
（6） 現況届 （入園継続のための確認）....38
（7） 退園の手続き....38

5. 保育施設にかかるお金....39

（1） 2・3号認定での保育施設の利用にかかるお金....39
（2） 保育料（利用者負担額）、副食費免除の算定....40
（3） 保育料（利用者負担額）の支払い方法....42
（4） 保育料（利用者負担額）の支払いが難しいとき....43
（5） 利用者負担の特例（保育料・給食費の減免、助成）....44

6. 教育施設の申し込み・その他....46

（1） 申し込みに必要な要件....46
（2） 利用のイメージ....46
（3） 申し込み先....46
（4） 入園までの流れ....47
（5） 教育時間外の預かり保育....48
（6） 入園後の手続き（認定の変更など）....49
（7） 1号認定での教育施設の利用にかかるお金....50

（8） 副食費免除の算定……50

7. 巻末付録……51

（1） よくあるご質問 （Q&A）……51
（2） 太田市利用者負担額（保育料）表……55

-MEMO-

1. 教育・保育施設（0～5歳児）

（1） 教育・保育施設とは

教育施設とは、保護者の状況に関わらず、お子さまの心身の発達を助長することを目的とする施設です。小学校以降の生活や学習の基盤を培う学校教育のはじまりとしての役割を担っています。（46～50ページ）

教育
- 幼稚園
- 認定こども園（教育部分）

保育施設とは、保護者の仕事や病気などの状況により、0歳から小学校就学前の保育を必要とするお子さまに対して、保護者に代わって保育を行う施設です。（8～45ページ）

保育
- 保育所、保育園
- 認定こども園（保育部分）
- 小規模保育事業施設

保育施設の利用には、保護者が家庭保育できない理由（保育の利用が必要な事由）の認定が必要です。**集団生活に慣れさせたい・幼児教育を受けさせたい等の理由だけでは、保育施設は利用できません。**

また、入園後であっても、保護者がお子さまを家庭保育できるようになれば、退園することになります。

「認定こども園」ってなんですか？

「認定こども園」とは、幼稚園と保育園の特徴や機能を合わせもった施設です。0～5 歳（施設によって異なります）の保育と、満3歳以上の教育、どちらも提供しています。

教育施設ではこどもを長時間あずけられないのですか？

教育施設でもお子さまを保育施設のようにあずけることができる場合があります。施設の教育時間前後や長期休業中の預かり保育を利用して、仕事をしているパパ・ママさんもいらっしゃいます。利用可能な時間や条件など、くわしくは施設に直接お問い合わせください。

（2） 教育・保育“認定”とは

教育・保育施設の利用にあたり、施設を利用するための資格を太田市が認定します（教育・保育給付認定）。
認定の申請は、施設への入所の申し込みと一体となって行われます。

教育認定

認定区分名	対象となるお子さま	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する	幼稚園 認定こども園（教育部分）

保育認定

保育（2・3号）認定は、保護者の「保育の利用が必要な事由」（→8ページ）を審査し、保育施設の利用可否と保育時間を決定するために必要となります。

認定区分名	対象となるお子さま		利用できる主な施設
	年齢	家庭の状況	
2号認定	満3歳以上	保護者全員が「保育の利用が必要な事由」に該当し、保育を希望する	保育所、保育園 認定こども園（保育部分）
3号認定	0～2歳	保護者全員が「保育の利用が必要な事由」に該当し、保育を希望する	保育所、保育園 認定こども園（保育部分） 小規模保育事業施設

認定を受けないと、教育・保育施設は利用できないのですか？

一時預かりなど、認定が無くても施設を利用できるサービスがあります。施設に直接ご確認ください。
また、その他の保育サービスなど詳しくは【太田市 「あずける」 施設一覧・マップ】をご確認ください。

なお、保護者全員が「保育の利用が必要な事由」に該当しても、教育を希望し教育施設に通う（1号認定）こともできます。

2. 保育施設の申し込み

（1） 申し込みに必要な要件

2･3号認定による保育施設の利用は、以下のすべての条件に該当する方が申し込みできます。

（1） 保護者･申し込むお子さまが太田市に居住し、太田市に住民登録がある

（2） おおむね9週目以降のお子さまで、保育施設での集団生活に支障がない

※受け入れ可能な月齢は、施設によって異なるので申し込み前に確認

（3） 申し込むお子さまの保護者全員が、**「保育の利用が必要な事由」**に該当する

（2） 保育の利用が必要な事由

「保育の利用が必要な事由」とは、保護者が常態的に家庭で保育ができない理由のことで、下記の区分が定められています。

番号	事由の名称	内容
1	**就労**	家事以外の仕事で1か月に64時間以上児童と離れて働いている（通勤時間は含まない）
2	**求職活動(起業準備)**	仕事を継続的に探している、起業の準備をしている
3	**就学**	卒業後の就労を前提とした学校に1か月に64時間以上通学している
4	**妊娠･出産**	入園希望月現在、これから出産する･出産して間もない（産前8週、産後8週）
5	**疾病･障がい**	身体的･精神的に疾病、障がいを有している
6	**介護･看護**	病人や心身障がい者を1か月に64時間以上介護･看護している
7	**その他**	上記に類する特別な状態であると認められる

「その他」の事由（火災、風水害、地震などの災害の復旧作業、虐待･DV による避難、など）は、お問合せください。

（3） 保育施設を利用できる期間（利用終了日）の認定

保育施設は原則、**「小学校に就学する前まで」**利用できますが、次のときには**利用が終了**となります。
退園は月末となります。原則、月の途中の退園はありません。
（自主的に月の途中から登園をしなかったとしても、保育料などは1か月分の支払いが必要です）

○ 保護者のいずれかが「保育の利用が必要な事由」に該当しなくなったとき （家庭保育が可能になったとき）

○ 申し込み時の「保育の利用が必要な事由」の内容が次の表であるとき

事由の名称	事由の状況	利用終了日の認定
求職活動（起業準備）	求職活動で申し込む方全員	入園後、3か月後の月末
就学	就学で申し込む方全員	卒業予定日の月末
妊娠・出産	妊娠・出産で申し込む方全員	産後8週の最終日の属する月の末日
疾病・障がい	疾病の方で、提出する診断書の「保育不可能期間」に記載があるとき	保育不可能期間の終日の属する月の月末まで
介護・看護	介護・看護・その他で申し込む方全員	事由の無くなる日の属する月の月末まで
その他		

※「小学校就学前」「利用終了日」のうち**最も早く到来する日**が利用終了日として認定されます

申し込みの時に認定された利用終了日に、必ず退園しなければなりませんか？

利用終了日以後も引き続き「保育の利用が必要な事由」に該当する場合は、その旨を退園月の20日までに施設を通して太田市に申請し、認定（変更）を受けることができれば施設の利用を継続することができます。また、一時保育や教育認定（1号認定）など、施設によっては保育認定以外の方法で利用することもできます。くわしくは各施設にお問合せください

ただし、「求職活動（起業準備）」の方が入園後の3か月後に**引き続き「求職活動（起業準備）」を理由として認定を継続することはできません。**他の保育事由がなければ、一度退園となります。

（4） 入園月（利用開始月）

保育施設の利用・認定は「月単位」となります。入園は必ず月の初日です。月の途中の入園はできません。
（自主的に月の途中まで登園をしなかったとしても、保育料などは1か月分の支払いが必要です）
また、入園後は一定期間「慣らし保育」が必要です。

新年度入園（4月1日）

毎年4月1日に年度が変わり、新しい歳児のクラスが始まります。
新年度入園を希望する場合、申し込みは1次募集、2次募集として一斉申し込みがあります。（→16ページ）

随時（途中）入園（5月1日～3月1日）

年度の途中でも、毎月1日に随時入園することができます。
随時（途中）入園では、入園を希望する前月に申し込みができます。（→16ページ）
ただし、育児休業終了日が定まっていて就労証明書で確認できる方は、事前の予約入園申し込みができます。

希望できる入園月の考え方

原則として、保護者の「保育の利用が必要な事由」が開始する日の属する月以降から入園することができます。
ただし、保護者の育児休業の終了日（就労開始予定日）が定まっている方の入園月は、慣らし保育の期間を確保するために、次のとおりとなります。

育児休業の終了日（就労開始予定日）	入園月
13日以前 **（就労開始予定日が14日以前）**	育児休業が終了（就労開始）する日の当月 またはその前月でも入園可
14日以降 **（就労開始予定日が15日以降）**	育児休業が終了（就労開始）する日の当月

慣らし保育とは何ですか？必ず慣らし保育をしなければならないですか？

お子さまが保育施設で集団生活を過ごすには徐々に慣れる時間が必要なため、入園後に「慣らし保育」を行います。慣らし保育期間中は、保育必要量の認定（→13ページ）にかかわらず、保育時間が通常よりも短くなる場合があります。
慣らし保育の有無、必要な期間、保育時間などは施設やお子さまの様子によって異なります。施設や勤務先などとよく相談しながら、入園時期、慣らし保育期間中の対応などについて検討してください。

※転園をご希望の場合などでほかの保育施設へ通園の経験があるお子さまでも、新しい施設に慣れるための慣らし保育が必要なことがありますので、事前に施設へご相談ください。

育児休業の復帰に合わせた入園を希望する方（予約入園申し込み）

保育園、認定こども園（保育園由来）へ育児休業の復帰日に合わせた年度の途中入園を希望する方は、1次募集・2次募集を含めて事前に予約入園の申し込みをすることができます。

※認定こども園（幼稚園由来、幼稚園型、地方裁量型）、小規模保育施設への申し込み時期や方法は各施設へ直接、お問合せください

- 1次募集、2次募集 → 翌年度の5月～3月の予約入園申し込みもできます
  （育休復帰日によっては予約ではなく4月入園の申し込み）
- 随時入園募集 → 入園を希望する月の半年前（同一年度内）の申込時期から予約入園申し込みができます

例 申し込みする児童の保護者が**令和7年9月10日**に育児休業を終了する

→ 令和7年8月入園または9月入園を希望し予約入園申し込みをする

※育児休業終了日が13日以前の方は、当月または前月の入園を希望できます。詳しくは前ページ。
※9月入園を希望する場合、親族や勤務先等との協力により慣らし保育期間に対応できることが必要です。
この例の場合、多くの方は8月入園を希望します。

→ 8月入園を希望の場合、以下の期間のいずれかで申し込みができます

- 令和6年10月頃に行われる1次募集
- 令和7年2月頃に行われる2次募集
- 随時入園募集（令和7年4月～令和7年7月に行われるもの）

注意

- 申し込みをする児童の出生届を提出した後の募集から申し込みできます。
- 父母どちらも育児休業を取得する場合、育児休業の復帰が遅い方の保護者の育児休業終了日に合わせた入園を希望できます。
- 出産後に作成された就労証明書により、育児休業の終了日が明記されている場合のみ、予約入園申し込みができます。
- 予約入園は、申し込みの時の育児休業の終了日に同じ会社に復帰することをお約束する条件で受付します。入園が内定しても、育児休業を延長するなど入園までの間に保護者の状況が変わった場合には内定取り消しとなることがあります。

歳児のクラスの編成、考え方

お子さまの、**4月1日時点の年齢（歳児）でクラスが決まります。**随時（途中）入園申し込みでも、申し込み時点の年齢ではなく、基準日（4月1日）のクラスになります。

【参考資料：令和7年度の歳児クラス早見表】

クラス	お子さまの生年月日	卒園年月日 （小学校就学前まで利用の場合）
0歳児クラス	R 7（2025）年4月2日 ～	R14（2032）年3月31日
	R 6（2024）年4月2日 ～ R 7（2025）年4月1日	R13（2031）年3月31日
1歳児クラス	R 5（2023）年4月2日 ～ R 6（2024）年4月1日	R12（2030）年3月31日
2歳児クラス	R 4（2022）年4月2日 ～ R 5（2023）年4月1日	R11（2029）年3月31日
3歳児クラス	R 3（2021）年4月2日 ～ R 4（2022）年4月1日	R10（2028）年3月31日
4歳児クラス	R 2（2020）年4月2日 ～ R 3（2021）年4月1日	R 9（2027）年3月31日
5歳児クラス	H31（2019）年4月2日 ～ R 2（2020）年4月1日	R 8（2026）年3月31日

（5） 保育施設を利用できる時間（保育の必要量）の認定

保護者の「保育の利用が必要な事由」を元に、保育標準時間もしくは保育短時間のどちらかが認定されます。

保育標準時間	**施設の開所時間から**1日最長11時間の枠のなかで、保育を必要とする時間に利用
保育短時間	**施設の定める**1日最長8時間の枠のなかで、保育を必要とする時間に利用

※保育時間の認定（11時間、8時間）は、あくまで上限の時間であり、就労などの状況や施設の時間設定、お子さまの様子によっては、早めの送迎が必要になることがあります。最低限の利用時間を保証するものではありません。

利用できる時間のイメージ（例）

※記載の時間はあくまでイメージで、実際の「保育標準時間・短時間」の設定、延長保育の有無、利用料などは、施設によって異なりますので必ずご確認ください。

【各施設が定める保育短時間（8時間）】

変わることがありますので申し込み前に施設によく確認してください

○ 保育園、認定こども園（保育園由来）

８時００分　～　１６時００分　：　生品保育園、大原保育園、樟の木保育園、宝泉こども園、わたうちこども園、藪塚本町保育園
８時１５分　～　１６時１５分　：　大原西保育園
８時２０分　～　１６時２０分　：　由良こども園
８時３０分　～　１６時３０分　：　上記以外の保育園、認定こども園（保育園由来）

○ 認定こども園（幼稚園由来、幼稚園型、地方裁量型）、小規模保育施設

各施設に直接ご確認ください。

保育必要量の認定の基準

事由の名称	事由の状況	
就労、就学、介護・看護	1か月あたり120時間以上の就労・就学・介護・看護の場合	→ **保育標準時間**
疾病・障がい、妊娠・出産、その他	左記で申し込みの方全員	

※保育標準時間の認定であっても、希望により保育短時間へ変更することができます。

就労、就学、介護・看護	1か月あたり64時間以上120時間未満の就労・就学・介護・看護の場合	→ **保育短時間**
求職活動（起業準備）、育児休業で継続利用の方	左記の方全員	

※通勤時間や勤務形態などにより常態的に延長保育が必要となる場合は、保育標準時間への変更の申立てができます。申し込み内容を精査して決定します。（求職活動・起業準備・育児休業で継続利用の方は申立てできません）

（6） 保育の実施の解除

以下のような場合には保育の実施を解除し保育施設を退園していただきます。該当した場合には、その月の20日までに退園の手続きをしてください。　（手続きがなくても、太田市・施設の職権により退園となる場合があります）

○ 保育の実施要件（保育の利用が必要な事由の有無など）を満たさなくなったとき
○ 保育の利用期間が終了したとき
○ 入園後、集団生活に支障をきたしたとき
○ 虚偽の申請・申込の事実が判明したとき
○ 無断で保育施設を長期欠席したとき（概ね2か月以上の無断欠席）
○ 太田市外へ転出したとき（転出日の月の月末までは利用可能。1日が転出日の場合は前月末まで）
○ 在留資格を喪失したとき

（7） 申し込みの流れ 【保育園、認定こども園(保育園由来)】

① 本冊子や「はじめてガイドブック」「施設一覧・マップ」などをよく読み、情報収集をしましょう

申し込みにあたっては、保護者の皆さまに考えていただく、判断していただくことがたくさんあります。
〇いつからの入園を希望するのか 〇保護者は「保育の利用が必要な事由」のどれに該当するのか
〇いつ申し込むか 〇「保育利用期間」「保育必要量」はどうなるか 〇保育にかかるお金 〇慣らし保育
など、よく確認してください

② 利用を希望する保育施設を検討しましょう

申し込みの際に、最大3つの施設まで希望することができます。
施設が用意しているパンフレットやホームページなどが参考になります。

③ 希望する保育施設で見学・相談をしましょう （→22・23ページ）

百聞は一見に如かず、ご自身の目で希望施設を見てください。できればお子さまと一緒に行き、反応を見てみるのもおすすめです。見学は施設に直接連絡し、日程を調整してください。
「はじめてガイドブック」にある「見学チェックシート」「健康チェックシート」を活用してください。
また、お子さまの健康・発達で気になることがあれば、施設が対応できるかを必ず相談してください。
相談が無い場合、申し込みができないことがあります。**本手引き23ページも必ず確認してください。**

④ 申し込みに必要な書類を準備しましょう （→18ページ）

保護者が記入し準備する書類と、勤務先など第三者が記入し準備する書類があります。
受付期間に間に合うように、時間に余裕をもって早めに準備しましょう。
※必要書類、記載内容に不足・不備があると申し込みができない、入所選考で不利になるなどの場合があります。

⑤ 受付期間の開始： 希望施設の募集(空き)状況を確認しましょう

募集状況は太田市 LINE、太田市 HP で発表します。

準備していただく書類がたくさんあります。提出期日に間に合うように準備しましょう！

⑥ 注意事項をよく確認して、受付期間中に必要書類を提出します

太田市役所 こども課に申し込みます。(※)

次のページ

※認定こども園(幼稚園由来、幼稚園型、地方裁量型)、小規模保育施設への申し込み日程、申し込み方法、申し込み場所は各施設へ直接、お問合せください

⑦ 自宅から Webで申し込み

【新年度入園申し込み】
Webからの申し込みです。必要事項を入力し、添付書類を写真データなどで提出します。
Web申し込みができない内容であれば、窓口（対面）申し込みになります（17ページ）

窓口申し込みの日時を予約（LINE）

新年度入園申し込みのみ、太田市LINE から、期間中の日時を予約します

【随時（途中）入園申し込み】
Web申し込み、窓口LINE予約はありませんので、必要書類を持って直接お越しください。

窓口で対面申し込み

必要書類の準備、申請・申込書を事前に記入し、提出します。内容を確認しながら対面で受付をするため、時間に余裕をもって来庁してください。

⑧ 申請・申し込みの完了

⑨ 太田市で審査、利用調整（入所選考）を行います

入所選考基準に基づき、「保育の利用が必要な事由」やご家庭の状況を点数化、優先度が高い児童から順に機械的に入園を決定します。
※選考は、先着順や抽選ではありません。

⑩ 選考結果がご自宅に郵送で届きます

選考結果などを郵送にて通知します。（新年度入園は規定の日、随時入園は毎月 20 日以降）
※選考結果について、お問合せにはお答えできません。

⑪ 入園の決定、入園

入園の準備を進めてください。
その後の施設との手続き、入園後の生活、預け方などについては、施設長の指示に従ってください。

【ご希望に添えず希望施設に入園が決定しなかった場合】
次回の募集に申し込みをするときは、再度の申請書・申込書の提出が必要となります。

（8） 申し込み日程【保育園、認定こども園（保育園由来）】

保育所・保育園、認定こども園（保育園由来）の入園申し込み・認定申請は、

太田市役所　こども課 へ提出。

新年度入園一斉募集　（4月入園、育休復帰後の予約入園）

一次募集	**募集状況発表**	前年の9月中旬
	Web 申し込み期間	前年の10月
	窓口（対面）申し込み期間	前年の10月中旬～下旬
二次募集	**募集状況発表**	1月中旬～下旬
	Web 申し込み期間	1月末～2月上旬
	窓口（対面）申し込み期間	2月上旬

新年度募集状況、日程など

※上記日程はおおよその目安です。具体的な日程は、「広報おおた（8月～9 月ごろ）」や太田市 HP、太田市 LINE にてご案内します。

※申し込み時点で育児休業からの復帰予定日が就労証明書に記載されていて、新年度の5月以降の入園を希望する場合でも、上記期間に申し込むことができます（予約入園申し込み、詳しくは11ページ）。

※太田市外の保育施設への入園（広域入所）を希望する方は期間・方法が異なりますので、30ページをご確認ください。

【新年度一斉募集での申し込み方法】

- Web 申し込み
- 窓口（対面）申し込み　※土・日・祝を除く。太田市 LINE から窓口 LINE 予約が必要です。

随時（途中）入園募集

募集状況発表	入園希望前月の1日
窓口（対面）申し込み期間	土・日・祝を除く前月の1日～10日まで

随時募集状況、日程など

※10日が土・日・祝日の場合はその直前の平日まで。

※具体的な日程については太田市 HP でご案内します。

※育休復帰に合わせた予約入園は、希望月の半年前（同一年度内）からです。詳しくは太田市 HP でご案内します。

※4月入園の随時募集（3月1日～3月10日）はありません、上記新年度入園一斉募集での申し込みが必要です。

※太田市外の保育施設への入園（広域入所）を希望する方は期間・方法が異なりますので、30ページをご確認ください。

【随時（途中）入園募集での申し込み方法】

- 窓口（対面）申し込みのみ

※Web 申し込みはありません。また、窓口 LINE 予約も不要です。必要書類と申請書などを揃えて、上記期間に太田市役所こども課に直接お越しください。

（9） 申し込み方法 【保育園、認定こども園(保育園由来)】

自宅から Webで申し込み

● **新年度入園申し込み**

期間中に24時間、ご都合の良いときにいつでも自宅からパソコンやスマートフォンを使って、Web で申し込みフォームに入力し入園申し込みをすることができます。太田市役所へ来庁する必要がなく、大変便利です。

Web 申し込みでは、画面に表示される質問に答えていき、必要書類はメッセージアプリで写真やファイルを送信するように、申し込み時にデータまたはカメラなどで撮影した写真データを添付する仕組みになっています。

Web 申し込みにあたっては、**別途「Web 申し込みの手引き」をよくお読みいただき、ご準備・申し込みをお願いします。**

申し込み内容が以下の場合は、申し訳ありませんが **Web 申し込みに対応していません**。

- 申し込むお子さまの保護者が父または母以外である場合
- 太田市内で保育園・保育施設を変えるため(転園)の申し込みの場合
- **随時(途中)入園の申し込み**

窓口（対面）での申し込みとなります。

※太田市外の保育施設への入園(広域入所)を希望する方は、30ページをご確認ください

窓口(対面)申し込み

- **新年度入園申し込み （窓口 LINE 予約が必要）**
- **随時(途中)入園申し込み （予約不要）**

Web 申し込みに対応していない、Web 申し込みが難しい方は窓口にお越しください。

窓口申し込みでは、記載例をよく読み、申請書・申込書を事前に記入してください。

申込書は、太田市役所こども課の窓口、各施設（数に限りがあります）、太田市 HP に用意しています。

窓口 LINE 予約（新年度入園申し込み）

新年度入園申し込みでは、期間中、窓口（対面）申し込みがたいへん混雑します。
混雑緩和のため、お越しいただく日時は太田市 LINE での予約が必要です。
予約開始日程など、くわしくは太田市 HP,太田市 LINE をご確認ください。

可能な方は、ぜひ Web での申し込みをお願いします！

※認定こども園(幼稚園由来、幼稚園型、地方裁量型)、小規模保育施設への申し込み日程、申し込み方法、申し込み場所は各施設へ直接、お問合せください

（10） 申し込みに必要な書類（提出する書類）

必要書類・様式
ダウンロード

申し込み時に必要な書類をすべて揃え提出してください。不足書類や書類不備があると、
受付ができないことや再提出となることがありますので、期間に余裕をもって準備してください。
※提出する書類すべてについて、消えるボールペン・鉛筆・修正液・修正テープの使用はできません。
※提出書類のうち証明書や申立書は、申し込み日まで3か月以内の証明日・申立て日のものが有効です。

「保育の利用が必要な事由」を証明する書類 【全員が提出】

すべての保護者の方の分が必要です。「保育の利用が必要な事由」によって、提出する書類が変わります。

事由の名称		提出書類
就労		就労証明書
求職活動（起業準備）		求職要件に関する申立書（C）
就学		在学証明書（H）、学生証の写し、講座の受講証の写しのいずれか ＋ 週の時間割などがわかるスケジュール表
妊娠・出産	出産予定の方	妊婦一般健康診査受診票の写し （母の氏名および出産予定日が記載されているもの）
	出産した方	母子手帳の出生届出済証明のページの写し
疾病・障がい	疾病・負傷の方	医師などが記載した太田市様式の診断書（D） （保育不可能期間の記載があるもの）
	心身障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの写し（氏名・等級がわかるように）
介護・看護	介護	申立書（F） ＋ 被介護者の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証（要介護認定）のいずれかの写し
	看護	申立書（F） ＋ 医師などが記載した太田市様式の診断書（G）
その他		太田市役所 こども課までお問合せください

※ 提出書類のうち就労証明書および（C）～（H）は太田市の指定様式です。

就労証明書は、どこに請求すればいいのですか？

就労証明書の提出にあたっては、下記もよくご確認ください。

【就労証明書の依頼先、内容など】

就労の内容	提出する就労証明書の依頼先、内容など
会社員、パートなど 雇用契約で働いている方	勤務先の事業所が作成した就労証明書
育児休業後、復帰入園希望の方	勤務先の事業所が作成した、育児休業取得期間と復職（予定）年月日の記載がある就労証明書
個人事業主、個人農業者、 業務委託契約で働いている方	事業主本人により作成した就労証明書 ＋ 本人が事業（農業）を行っていることの確認が客観的にできること（※）

※「事業（農業）を行っていることの確認が客観的にできること」とは

原則として、税務署に提出している確定申告書を太田市で調査し、営業（農業）所得の有無を確認します。提出する書類はありません。

ただし、以下のような理由などで、申し込み時に太田市で確定申告書の内容が確認できない場合は、「**事業（農業）を行っていることの確認が客観的にできる書類**」のコピーを提出していただきます。

- ○ 開業して間もないなどで、まだ一度も営業（農業）所得の含まれる確定申告書を提出していない場合
- ○ 市外からの転入などで、まだ太田市で市民税が課税されていない場合
- ○ 確定申告書の提出後、2～3か月以内に申し込む場合
- ○ 館林税務署以外の税務署へ確定申告書を提出している場合

【事業（農業）を行っていることの確認が客観的にできる書類】

- ○ 営業（農業）所得の含まれる直近の確定申告書の「控え」の写し
- ○ 上記が無い場合、税務署または県税事務所へ提出した「開業届」の写し
- ○ 上記が無い場合、「帳簿」や「業務委託契約書」の写しなどの事業の売り上げを確認できる書類
  （農業の方は、「出荷伝票」や「納品書」などの農業の売り上げを確認できる書類）

なお、上記書類などの提出が無い、または事業（農業）を行っていることが客観的に確認できない場合、「保育の利用が必要な事由」として認定できません。

※法人代表者の方

原則として本人以外の社員が就労証明書を記載してください。なお、社員が1人などでやむを得ず本人が記載する場合には、登記簿謄本の写しなど法人名と法人代表者名を客観的に確認できる書類を合わせて提出してください。

該当する場合にのみ提出する書類 【必要な人のみ】

下記の表の内容に該当する場合、提出が必要となります。
表の内容以外にも、申し込みの状況によって書類の提出をお願いする場合があります。

内容	提出書類
転園の申し込み	転園前の認可保育施設の退園届（退所届）
保護者・申込児童が外国籍の方	該当者全員の、在留カードの両面の写し
申込児童に障がいがある 同居者に障がい児(者)がいる	該当者の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 いずれかの写し
保護者以外が申込書を提出する	保護者が記入した委任状
生活保護を受給している	生活保護受給者証の写し
申し込みの前年または当年の1月1日 に国内に住所が無い	1年間の収入申立書とその総収入額がわかる給与明細等の書類 ※国外収入分を含みます ※1月1日に住所が無く国内で住民税が課税されない方全員が必要です。
太田市への転入予定での申し込み	太田市様式の「転入に関する誓約書」（詳しくは30ページ）
小学校就学前の兄姉が障がい者施設 等(※)に在園している	保育料多子軽減に伴う在園・在所証明書 （太田市保育施設申込用）

※特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部への入所、児童発達支援（ひまわり学園・シュシュ・こどもサポートきらり等）、医療型児童発達支援を利用している場合

窓口(対面)申し込みの場合に必要な書類

窓口（対面）申し込みでは、事前に下記の各種申請書（紙）の記入をお願いします。
なお、申し込むお子さま1人につき、1部の提出が必要です。

提出書類	注意点
教育・保育給付認定申請書 (兼)太田市保育施設等利用申込書	記載例をよく読み、過不足なく記入してください
保育所等の入所に関する確認票	申し込みにあたっての重要事項が記載されています。 よく確認してください。
児童の健康状況調査票(表面) 申請書・申込書に補記する事項(裏面)	健康状況調査票は、決定した保育園等に情報提供し、お子さまの受け入れ準備をします。正確にご記入ください。

Web 申し込みでは、上記の内容はすべて申し込みフォームに入力して提出しますので、不要です。

マイナンバー(個人番号)記入用紙 (窓口(対面)申し込み)

マイナンバー記入用紙は、**保護者・申し込むお子さま・同居の家族のすべて方のマイナンバーをあらかじめ記入し**、提出してください。

また、申し込み時に窓口に来庁する申請者(保護者)の番号確認・本人確認を行いますので、下表のとおり書類をお持ちください。※申請者以外の個人番号は、来庁前に保護者がよくご確認ください。

	内容	申し込み時に持参する書類
(1)	**窓口に来庁する申請者(保護者)のマイナンバー(個人番号)確認書類**	下記のいずれか1点 ○ 写真付きの個人番号カード(マイナンバーカード)の裏面 ○ 個人番号が記載されている住民票の写し ○ 個人番号通知カード(緑色) ※通知カード記載の住所から変更がない場合のみ可
(2)	**窓口に来庁する申請者(保護者)の本人確認書類**	【顔写真付きの証明書の場合、下記のいずれか1点】 ○ 個人番号カード(マイナンバーカード)の表面 ○ 運転免許証 ○ パスポート ○ 各種障害者手帳 ○ 在留カード など 【上記が無い場合、下記のいずれか2点】 ○ 健康保険証 ○ 診察券やキャッシュカード ○ 年金手帳 ○ 学生証 など

【代理人が窓口に来庁し申し込みをする場合】 保護者のどちらかの(1)と(2)の書類のコピーをマイナンバー記入用紙の裏面に貼り付けし、封筒に入れ密封し提出してください。また、窓口で代理人の本人確認を(2)の書類で行います。

Web 申し込みでは、申し込み時にマイナンバー記入用紙の提出を行いませんが、必要な方には後日こちらからご連絡し、提出をお願いする場合があります。

（11） 施設見学のポイント

【こちらもお読みください】
厚生労働省 「よい保育施設の選び方 十か条」

保育施設への申し込みにあたっては、
入所を希望する施設への事前の見学をお願いいたします。

① 施設への見学希望の連絡

見学の日時など、施設に直接連絡し調整してください。

② お子さまと一緒に

保育施設はお子さまが長い時間を過ごす大切な場所になりますので、希望施設の見学は親子で一緒に行うことをおすすめします。以前にきょうだいが通っていたなどの馴染みのある施設でも、改めて申し込むお子さまと一緒に行き、お子さまの反応を見てみましょう。

③ （0歳児クラスの方）受け入れ月齢を確認

見学の際に、お子さまの月齢と施設の受け入れ可能な月齢を確認します。

④ 施設の預かり時間（開所、閉所時間）、場所、通園ルートの確認

施設ごとに開所・閉所時間が異なります。また施設への交通手段なども確認しましょう。知っている道でも、送迎時間には道路が混み合うこともあります。ご自宅から保育所までの道順、勤務先等への道順など、所要時間を調べましょう。ほぼ毎日通うことになる施設ですので、預かり時間・勤務時間・所要時間を比べながら、無理なく送迎・通園できる施設を選びましょう。

⑤ 保育施設の雰囲気、様子、保育の内容など

施設ごとに特色のある保育を行っており、保育の方針や行事、設備などさまざまです。

⑥ 保育料（または給食費）以外の費用

保育料（給食費）以外にも、教材費や制服代などの実費がかかる場合があります。必要となる費用は施設ごとに異なりますので、申し込みにあたっては必ず確認してください。

⑦ お子さまのアレルギーや発達などの健康面、その他の不安・不明点は先生に相談しましょう

保育施設は、お子さま一人一人の異なった個性が集まり、集団で生活する場です。お子さまのアレルギーや発達などの健康面、普段の生活で気になること、宗教上の理由で食べることができない食品があるなど、施設での集団生活で不安・不明な点があれば、遠慮せず施設の先生に相談しましょう。合わせて次のページもご確認ください。

（12） 施設へのお子さまの健康状況の相談

「はじめてガイドブック」13ページの健康チェックシートで、申し込むお子さまにアレルギー、健康状態、発達その他に該当があり、**入園後に保育施設での配慮が必要な場合**は、申し込み前に各希望施設での集団保育の受け入れについての面談・相談が必須となります。

例えば同じ食品アレルギーをお持ちのお子さまであっても、**施設での保育が可能かどうかはお子さまの症状や状況によって大きく異なります。また、施設によっても対応可能かどうかが異なります。**

相談後、保育施設からの承諾を得たうえで、希望施設欄へ記入してください。また、集団保育の対応ができないと回答があった施設へは申し込みができませんのでご了承ください。

なお、事前の健康状況の相談がない、または不十分だったなどの理由で、申し込み後・入園決定後・入園後に各施設での受け入れができないことが判明した場合は、申し込み・入園決定の取り消しまたは退園となり、その後、他の施設に通うためには再度の申し込み・選考が必要です。

保育施設はさまざまな個性を持ったお子さまが集まって生活をする場所です。ご家庭とはまた異なった環境となります。
大切なお子さまを預けるうえで、不安・心配なことは、事前に施設の先生とよく相談しましょう！

申し込み前に見学は必ずしなければなりませんか？
申し込み後、希望の施設が決定してから見学しようと思っています。

太田市では、全ての希望施設の申し込み前の見学を強くお願いしております。

太田市の保育施設はすべて私立であり、施設によって保育方針・特徴・特色・雰囲気・利用時間・行事・保育料の他にかかる費用が異なります。また、施設によっては申し込み前に保護者の皆さまへお知らせがある場合もあります。

見学をしないまま申し込むことで、入園後、「開所時間と通勤時間が合わず通えないことが発覚した」「イメージと違う施設だった」「やっぱり別の園に通いたい」などと、残念ながら保育施設とのミスマッチが起こってしまうことがあります。

申し込み期間を過ぎてからの希望施設の変更はできません。入園後に転園をご希望の場合、次回の募集でのお申込み・再選考が必要となってしまいます。また、当該施設を希望している他のお子さまのご迷惑となってしまいます。

施設の選び方がわかりません。
自分の希望に合う施設が空いていません。どうしたらいいですか？

太田市では多種多様な保育・教育施設があり、施設選びに迷う方もいらっしゃると思います。また、募集状況によっては保護者・お子さまの全ての希望を叶えることが難しいこともあります。

そんなときは、施設に求める条件のうちどうしても譲れないものを書き出してみましょう。「自宅または勤務先の近く」「保育・教育方針が合っていること」「施設の設備」「〇月までには入園しないといけない」など、ご家庭により様々な条件があるかと思います。それらの中で「これだけは譲れない」というものを軸に希望施設を検討してみてください。

（13） 申し込み結果の送付

選考結果送付時期 （郵便の都合などにより前後する場合があります）	
新年度入園募集	○　１次募集　：１２月中旬ごろ ○　２次募集　：　３月中 （市外保育施設申し込み者は上記に関わらず３月中）
随時(途中)入園募集	○　申し込み月の 20 日ごろ

入園が決定した場合

「支給認定通知書」などの入園関係書類を太田市から送付します。
通知書のバーコード下にある、認定証番号がお子さまの認定者番号となり、入園後の手続きなどで必要となります。
配布する「支給認定通知書」などは、重要な書類となりますので大切に保管してください。

【保育施設入園説明会】

各施設で行われます。入園に関するご不明点は、各保育施設にお問合せください。
※入園の決定者については、事前に太田市から施設へ通知しております。太田市からの決定通知よりも先に施設から保護者へ入園説明会などの案内がある場合もあります。
※決定した保育施設から連絡がない場合には、保護者様より直接施設へご連絡いただき、入園日前に必ず入園説明を受けていただきますようにお願いいたします。

その他、入園時の手続きなど、各施設の指示に従い、利用契約を結んでください。施設の注意事項、重要事項説明書などをよく確認してください。

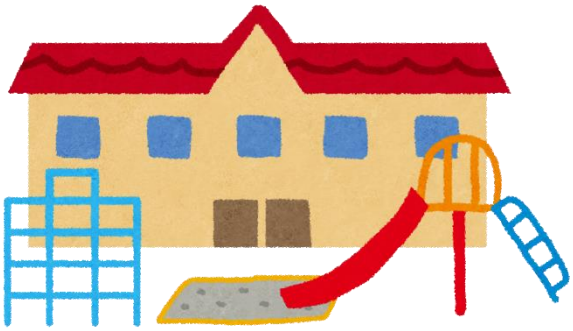

3. 保育施設申し込みの注意事項

（1） 希望施設の記入

申し込みの際に第１希望～第3希望までをお伺いし、同じ希望施設の申し込み者の中で保育の必要性の高い方から入園を決定していきます。第１希望の施設への入園が叶わなかった場合、第2希望・第3希望と選考していきます。

通園の意思のある施設のみ希望してください

第１～第3希望施設は、どの順位であっても決定後に必ず通園する意思のある施設のみ記入してください。全ての希望施設について、施設見学、通園時間や開所時間・保育時間などの確認、健康状況の相談など、**通えることを確認してからの申し込み**をお願いします。

決定後に通園ができないことが発覚した場合、他の希望施設の選考に戻ることができず、辞退となり再度の申し込みが必要です。

第１希望が叶わず第2・3希望に決定することもあります。第2・3希望であっても決定したら必ず通っていただくよう、良く考慮して記入してください。

第3希望施設まで記入した方への空き施設の紹介

第3希望まで希望施設の記入をした方に対して、第１～第3まで全ての希望施設へ決定ができなかった場合、全ての選考終了時点で定員に空きがある施設を紹介いたします（保育の必要性の高い方から順にご連絡します）。

紹介した空き施設への入園を希望しますと、そのまま決定します。その後の手続きは24ページと同様です。

なお、紹介した空き施設への入園を自ら辞退した場合には、「保育施設入所不承諾等通知書」は発行されません。

※紹介できる施設が無かった場合には、個別に連絡せず、「保育施設入所不承諾等通知書」を送付いたします。

第2～第3希望施設を「なし」で申し込んだ場合

第2希望または第3希望施設に記入がない、または「なし」として申し込んだ場合、空き施設の紹介は行いません。

希望施設に決定しなかった場合には、「保育施設入所不承諾等通知書」を送付いたします。

空き施設の紹介を希望する場合は、必ず第3希望施設まで記入してください。

「保育施設入所不承諾等通知書」とは、保育施設への入園を希望したものの入園できなかったことをお知らせする通知です。詳しくは28ページ

（2）きょうだいの同時申し込み

同一の申し込み時期にきょうだいのお子さまを同時に申し込みすることができます。きょうだい１人１人に対してそれぞれ申し込みが必要です。

【Web 申し込みの場合】→ きょうだい１人につき１回の入力、送信が必要です。

【窓口申し込みの場合】→ きょうだい１人につき、紙の申請書・申込書が１部ずつ必要です。

きょうだいの希望施設の組み合わせ

きょうだいの同時申し込みにあたっては、ご家庭の事情により入園の優先順位の在り方がさまざまかと思います。
希望する施設の選考にあたって、組み合わせの希望を申し込み時にお知らせください。

【一例】

- ○ きょうだいを同じ施設に入れたい、同じ施設に入れない場合は決定させない
- ○ きょうだいが別の施設になったとしても、2人ともに入園することを優先したい

なお、Web 申し込みフォームおよび紙の申請書には、組み合わせ希望についてお伺いする欄がありますので、該当するものに記入をお願いします。こちらが用意する設問と異なる場合は、その他の欄に詳しく記載してください。
くわしくは、「Web 申し込みの手引き」または申請書の記載例をご確認ください。

（3）その他の注意事項

- ○ 申し込み内容が事実と異なる場合は、決定の取り消し、または退園となる場合があります。申し込みにあたっては、現在の状況を正確に記入してください。
- ○ 申し込み期間内に提出された証明書の内容で認定・選考します。訂正、追加の提出がある場合は、申し込み期間内のみ受け付けます。
- ○ 出生予定のお子さまの申し込みはできません。**出生届を提出して以降からの募集に申し込みできます。**
- ○ 申し込み後、入園までの間に、申し込み内容に変更があった場合には、すみやかにご連絡ください。なお、入園までに「保育の利用が必要な事由」の該当がなくなった場合には、決定の取り消しとなります。
- ○ 育児休業から復帰のための予約入園で決定していても、退職などで就労証明書記載の職場への復帰ができない場合や、育児休業を延長することになった場合には、決定は取り消しとなります。

（4） 入園の辞退や転園

申し込み（入園）を辞退したい

入園を辞退する場合は、辞退届の提出が必要となります。入園月１日の前までに、郵送された書類一式（入所承諾書（内定通知書）など）をお持ちいただき、こども課にお越しください。なお、入園月１日を過ぎてからの辞退の場合は、登園していなくても１か月分の保育料などがかかります。 ※お子さまの入園準備を進めている保育施設にもあらかじめご連絡ください。

保育施設を転園したい

別の保育施設へ転園したい場合でも、新規の場合と同様の申し込みを再び行い、他の申し込み者との選考となります。また、申し込みにあたっては転園の意思を確認するため、退園届を記入し申し込みと同時に提出していただきます。

【新たな希望施設へ決定した場合】→ 退園届が受理され、月末または年度末に退園し、転園となります。
【決定しなかった場合】→ 退園届を無かったこととし、元の園に通うことができます。

※転園の決定後、速やかに在園中の施設に保護者より退園の意思を伝え、別途手続きなど指示に従ってください。
※転園が決定した場合、取り下げはできません。いかなる理由・場合でも元の施設には戻れず、再度の申し込みが必要です。また、決定後、転園先の入園前に申し込みを辞退した場合でも、元の施設には戻れません。
※育児休業中の転園の申し込み、育児休業復帰に合わせた転園の予約申し込みはできません。転園したい月の前月の随時申込期間に申し込みをしてください。（4月に転園する場合のみ、１次募集または2次募集での申し込みです）

（5） 保育所入所不承諾通知（保育園に入れなかったことの証明書）

保育所入所不承諾通知とは、保育施設への入園申し込み後、選考によって入所ができなかったことをお知らせする通知です。

近年、保育所入所不承諾通知を必要とする方からの問い合わせが増えていますが、本通知はあくまで保育施設への入園申し込みの結果のひとつとして発行されます。本手引きをよくお読みください。

保育施設への入園は、家庭保育できない方（＝保育が必要な方）が申し込みをするものです。

保育所入所不承諾通知を発行する場合

保育所入所不承諾通知は、以下の場合にのみ発行します。

① 第1希望のみ、または第1・第2希望施設のみを記入して保育施設の入園申し込みを行い、選考の結果すべての施設への入所が叶わなかった場合

② 第3希望まで全て記入して保育施設への入園申し込みを行い、選考の結果すべての施設への入所が叶わず、またその時点で他に定員の空き施設がなく紹介ができなかった場合

③ 第1希望のみ、または第1・第2希望施設のみを記入の方で、入園希望月に希望する施設・歳児の募集がない場合

以下の場合は、保育所入所不承諾通知は発行されません。

- ○ 書類の不備などにより各期間内に申し込みが成立しなかった場合
- ○ 希望施設への入所が決定した場合 （決定後に辞退しても不承諾通知は発行されません）
- ○ 第3希望施設まですべて記入した方で、空き施設の紹介を辞退した場合

以下の場合には、保育施設の申し込みができません。

- ○ 申し込み期間外（希望する保育施設・歳児の募集が無い場合を除く）
- ○ 入園希望月に父母の保育事由が無い場合
- ○ 同一年度内で既に保育施設の入園が決定している場合
- ○ 就労証明書に記載の育児休業終了日が、希望月に入園できる要件を満たしていない場合

※育児休業終了日によって入園を希望できる月が変わります。

【終了日が13日以前】その月または前月。

【終了日が14日以降】その月のみ希望できます。

（例1）7月12日に育児休業が終了する → 6月1日または7月1日の入園を希望できる。

（例2）7月20日に育児休業が終了する → 7月1日の入園を希望できる。

入園希望月に希望する施設・歳児の募集が無い場合

第1希望のみ、または第1・第2希望施設のみを記入の方で、入園希望月に希望する施設・歳児の募集（空き）が無い場合でも、入所不承諾通知を発行します。この場合、申し込み期間外でも受付します。なお、通常の申し込みと同様に、申請書および就労証明書等の、申し込みに必要なすべての書類の提出が必須です。

（例） 8月1日入園募集（7月1日募集状況発表）で、募集の無い施設を希望している場合

→ 7月中に申し込みが可能です。（発行まで一週間程度かかります）

※4月入園希望での「希望施設の募集が無い場合」の不承諾通知の発行は、2～3月中に受付します。
なお、毎年2月ごろに行われる2次募集での募集が無い施設のみ受付できます。

※前ページの「保育施設に申し込みができない」条件に当てはまる場合には、受付できません。

保育所入所不承諾通知の発行について

保育所入所不承諾通知には、以下の内容が記載されます。

○ 通知の発行日　○ 申し込み日　○ 希望した施設
○ 希望した入園月　○ 入園ができなかった旨　○ 不承諾の期間（その年度の3月31日まで）

前述の①～②の場合、不承諾通知は、各申し込み期間の選考終了後に発行し郵送します。

随時申し込み：各月の 20 日ごろ以降
当初申し込み：第一次募集は 12 月中旬、第二次募集は3月中旬

希望する施設・歳児の募集が無い場合は、申し込み後1週間程度で発行し郵送します。

太田市役所では、以下のお問合せ・ご相談にはお答えできません。

○ 勤務先やハローワークが必要としている保育所不承諾通知の内容、提出時期
○ 申し込みの結果による育児休業給付金の支給延長の可否

ご自身で勤務先等にご確認いただきますようお願いします。

その他

※入所不承諾通知は、日付などを遡っての発行、再発行等はできません。また、発行の内容によっての支給延長の可否等について市でお答えできることはありません。提出時期・内容などを勤務先へ良くご確認の上お申し込みください。

※保育施設への入所を希望していないのに、保育所入所不承諾通知を取得するために入園申し込みを行うことはご遠慮ください。保育所入所不承諾通知の発行は、各種規定に基づき、現に保育施設に入所が叶わない場合のみ発行いたします。

※ハローワーク等からの保育所入所不承諾通知に関する問い合わせに対して、市がその申込内容や現況について回答することがあります。

（6） 太田市外に在住で太田市の保育施設を申し込む(広域入所・転入予定)

広域入所(太田市外から市内の保育施設)

本来、保育施設の申し込み要件は太田市に居住の方（住民登録のある方）に限っていますが、条件を満たすと市外の方でも申し込みができます。住民登録のある自治体を通しての申し込み（広域入所申し込み）となります。手続きの方法、時期、条件などは、該当の自治体の保育施設入園担当部署へご相談ください。

【ご注意】選考にあたっては太田市内に住民登録のある方よりも優先度が低くなります。
お住まいの自治体によっては単年度契約で、年度末までの利用となり小学校就学前まで利用できるとは限りません。

申し込み時に市外在住だが太田市への転入予定がある場合

太田市へ転入の予定があり、申し込むお子さま・保護者がいずれも次の条件を満たすときは、太田市市内在住者と同じように太田市役所へお申込みいただきます。また、入所選考（優先度）なども市内在住者と同じ取り扱いになります。

なお、申し込み時に期日までの転入手続きを約束する**「転入に関する誓約書」**を記入し提出が必要です。

新年度入園一斉募集	申し込み後～入園前年度末（令和7年度入園→令和7年3月末）の平日の最後の日までに、太田市への**住民登録の届出が完了**し、こども課へ報告・確認ができること
随時(途中)入園募集	申し込みをした月の平日の最後の日までに、太田市への**住民登録の届出が完了**し、こども課へ報告・確認ができること

※住民登録の届出の手続きが期日までに完了している必要があります。引っ越しなどの日ではありません。
※育児休業復帰者の予約入園であっても、上記期間内に転入が必要です。入園月までではありません。
※上記期日までに転入手続きの確認ができない場合、内定取り消しとなり、いかなる理由でも入園できません。

（7） 市外の保育施設を申し込む(広域入所)

太田市から転出し市外の保育施設に通園したい

申し込み先、必要書類、注意事項などについて、転出先の自治体の保育施設入園担当部署へ事前にご相談ください。転出のタイミングと入園希望月によって、申し込み方法が変わることがあります。

特に、申し込み先は、直接その自治体へ申し込む場合や、太田市役所こども課への申し込みとなる場合があるなど、保護者様の事情や自治体の取り扱いによって異なります。

なお、太田市役所こども課への申し込みとなった場合には、**転出先自治体の定める締切日の10日前まで**に申し込みをしてください。

転出せず、太田市から市外の保育施設に通園したい

太田市に住民登録している方で保育の要件を満たし、かつ希望保育施設のある自治体の広域入所要件を満たす場合には、太田市を通して他自治体の認可保育施設に申し込むことができます（広域入所申し込み）。

※他自治体の認定こども園などに教育認定（1号認定）で既に通園していて、保育認定（2号認定）に変更したいときも、広域入所申し込みが必要となります。

申し込み先	太田市役所 こども課 （窓口申し込み）
必要書類	○ 太田市役所が指定する様式の申請書兼申込書 →教育・保育給付認定申請書（兼）太田市保育施設等利用申込書 →保育所等の入所に関する確認票 →児童の健康状況調査票（表面） 申請書・申込書に補記する事項（裏面） →その他必要な書類 ○ 希望保育施設のある自治体が定める必要書類 （事前にご確認ください）
事前相談（必須）	【新年度入園】 **9月末までに、太田市役所こども課**へご相談ください 【随時入園】 **入園希望月の2か月前までに太田市役所こども課**へご相談ください
申し込み締切日	**【新年度入園】 事前相談時にお伝えします** **【随時入園】 希望保育施設のある自治体の定める締切日の10日前まで**
注意事項	○ 選考は、希望保育施設のある自治体が行います ○ 広域入所申し込みでは、求職活動（起業準備）が理由の申し込みはできません ○ 太田市内と市外の保育施設の利用・認定を同時に申し込むことはできません ○ 希望保育施設のある自治体のお子さまが優先で選考されます ○ 希望保育施設のある自治体によっては、単年度契約で、年度末までの利用となり小学校就学前まで利用できるとは限りません

【広域入所要件の一例】（あくまで一例で、下記の要件で認めていない自治体もあります。よく確認してください）

○ 保護者の勤務先が希望保育施設のある自治体にあり、その自治体の保育施設への入園が適当と認められる

○ お子さまの祖父母が希望保育施設のある自治体に居住し保育施設への送迎が可能で、その自治体の保育施設への入園が適当と認められる

○ 保護者の勤務の都合上、太田市内の保育施設では送迎が困難で、他自治体の希望保育施設が保護者の通勤途上にある場合、その自治体での保育施設の入園が適当と認められる

○ その他、希望保育施設のある自治体での保育施設の実施が必要と認められる（里帰り出産など）

4. 保育施設申し込み後の手続き

（1） 申し込み内容から事情が変わったとき

内容の例	
居住地などが変わった	転出入などの住所変更、電話番号の変更など
世帯状況が変わった	転居による世帯員の変更、家族の結婚、離婚、死亡、障害者手帳の交付など
保育の利用が必要な事由が変わった	就職、退職に伴う求職活動、妊娠・出産、育児休業取得など
保育の利用が必要な事由がなくなり、家庭保育が可能となった	退職、病気の全快など
就労状況や在学状況などが変わった	就労状況や在学状況などが変わった （就労先の変更・就労時間の変更など）

上記のような場合、保育利用時間や期間などの認定の内容や保育料の算定などが変わることがありますので、次のような場合などで申し込み内容から事情が変わったときは、入園中・申し込み中に問わず、必ず太田市役所こども課入園児童係に申し出てください。なお、申し出が遅れると、遡っての変更ができずに不利益となる場合があります。

事情が変わった時期	手続き
申し込み期間中 （申し込み締め切り日まで）	申し込み内容の訂正（再提出）をしてください。
申し込み締め切り後、 支給認定通知書の発行まで	太田市役所こども課まで、すみやかにご相談ください。
支給認定通知書の発行後 （入園前、入園中）	次ページ以降の**(2)認定の変更などの手続きが必要です。**

（2） 認定の変更

必要書類・様式
ダウンロード

支給認定通知書の発行後は、認定を変更するために「認定変更申請書」の提出が必要です。
提出は、通園している保育施設を通して、または太田市役所こども課に直接、提出します。
（こども課に直接提出する場合は、提出内容を通園施設にも別途連絡してください）

認定変更の締切日

原則として、変更を希望する月の**前月の20日**まで（土・日・祝日の場合は直前の平日）
提出が間に合わない場合は、締め切り日までに太田市役所こども課まで一度ご連絡ください。

認定変更の例と必要書類など

「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書（様式第8号）」と共に、以下の書類を提出してください。

変更内容		添付書類	備考
保育必要量の変更	**保育標準時間を保育短時間に変更したい**	・保育の利用が必要な事由を証明する書類	就労先や就労条件など、証明書の記載内容に変更がなく、単に短時間を希望する場合は、添付書類は不要です。
	保育短時間を保育標準時間に変更したい	・保育の利用が必要な事由を証明する書類	就労時間などが延びる場合などを理由に変更を希望する場合は、就労証明書を提出してください。
保育事由の変更	**求職活動で認定を受けていたが、就労先が決まった**	・就労証明書	求職活動を事由とする認定有効期間は 3 ヶ月間となります。認定が切れる月の 20 日（20 日が土日祝日の場合は直前の平日）が変更申請の締め切り日です。就労証明書の提出がない場合は退所となりますのでご注意ください。
	退職し、求職活動を行うことになった	・求職要件に関する申立書（C）	
	就労で認定を受けているが、下の子の妊娠により産休をとることになった	・妊婦一般健康診査受診票の写し	認定変更後、産後8週の最終日の属する月の20日までに再度認定変更が必要となります。

認定の変更日

認定は月単位ですので、原則として申請の翌月の1日より認定内容が変更となります。

（3） 下の子を妊娠・出産し産休・育休を取得したとき（育休継続入園）

下の子を妊娠・出産し産休・育休を取得する場合、太田市では上の子の保育環境を変えないこと、小学校とのつながりを重視する観点から、上の子は退園せず引き続き通園することが可能です。ただし、継続入園のための手続きが必要となります。

【ご注意】

- 育休継続の認定期間中は、「保育短時間」の認定です
- 産休・育休中の実際の預かり時間は、認定に関わらず施設と相談してください
- 育休継続の認定期間中は、転園ができません
- 下の子の入園は、育児休業の復帰に合わせます。育休中の新規入園はできません

下の子を妊娠・出産した際の一般的な手続きの流れ

下記に当てはまらない場合は、手続きのタイミング・提出書類が異なりますのでご相談ください

1 産休の取得 → 「妊娠・出産」認定への変更

【必要書類】 認定変更申請書、妊婦一般健康診査受診票の写し

- 産前8週（多胎児の場合は14週）、産後8週の間は「妊娠・出産」認定へ変更します
- 産前8週の前月または産休取得の前月までに変更申請書を提出してください
- 「妊娠・出産」期間中は原則として「保育標準時間」を認定しますが、「保育短時間」認定を希望する場合はその旨を変更申請書に記載してください

2 「妊娠・出産」認定期間終了、育休の取得 → 「育児休業」認定への変更

【必要書類】 認定変更申請書、出産後に勤務先が記入した育休取得期間の分かる就労証明書

- 「妊娠・出産」期間終了後（産後8週の最終日の属する月の末日）、育児休業への変更が必要です
- 産後8週の最終日の属する月の20日までに変更申請書を提出してください

3 下の子の入園申し込み

- 育児休業の復帰に合わせて下の子の入園申し込みを行います
- 下の子の入園を希望する旨は、事前に施設にも相談してください
- 上の子と同時通園となる場合、きょうだい児は入所選考での優先度が高くなりますが、**上の子と同じ施設に必ず入所できるとは限りませんのでご了承ください**

4 職場復帰 → 「就労」認定への変更

【必要書類】 認定変更申請書、復帰日の分かる就労証明書

- 下の子の入園前月の20日までに、上の子の就労への変更申請を提出してください

【手続きのイメージ図】

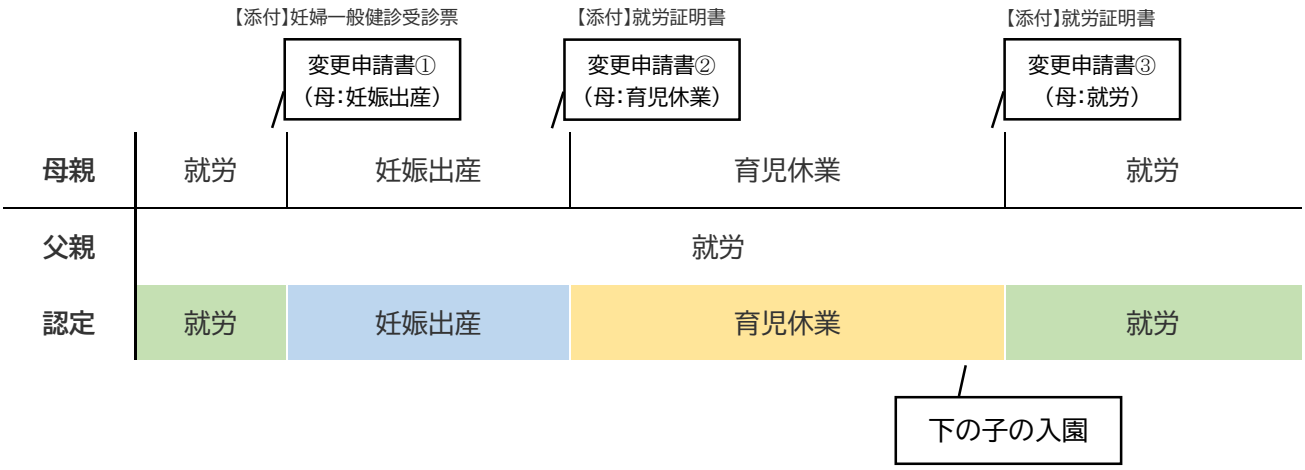

父母ともに育児休業を取得する場合

保護者の「妊娠・出産」、「育児休業」認定期間中にもう一方の配偶者も育児休業を取得する場合、配偶者の就労証明書（変更申請書）の提出は原則として不要です。

ただし、例えば母親よりも父親の育児休業の復帰が後になる場合は、父親の就労証明書の提出が必要となり、また下の子も復帰の遅い方に合わせた入園となります。

【イメージ図（例）】

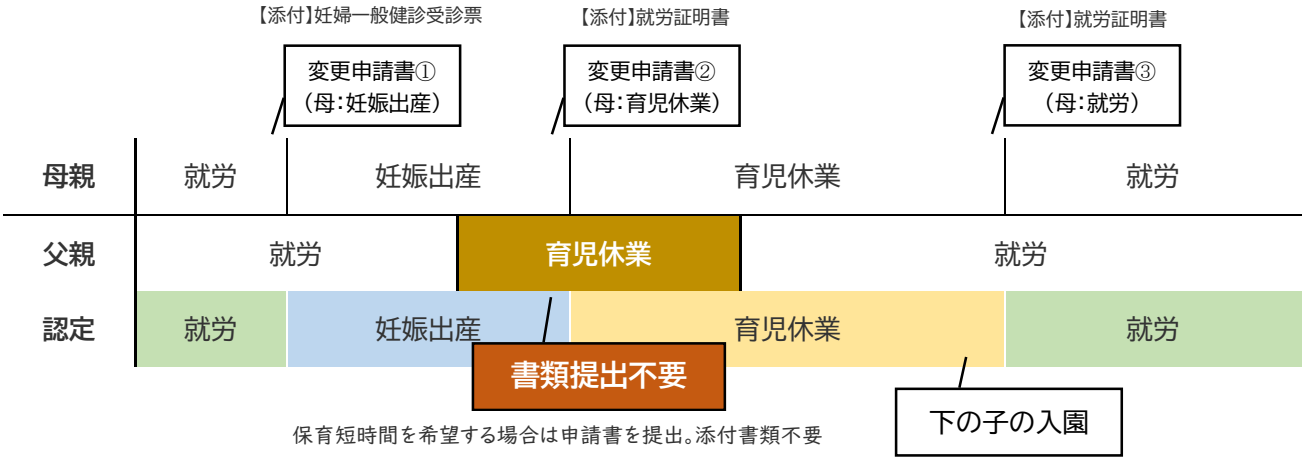

【母親よりも後に父親が育児休業から復帰する例】

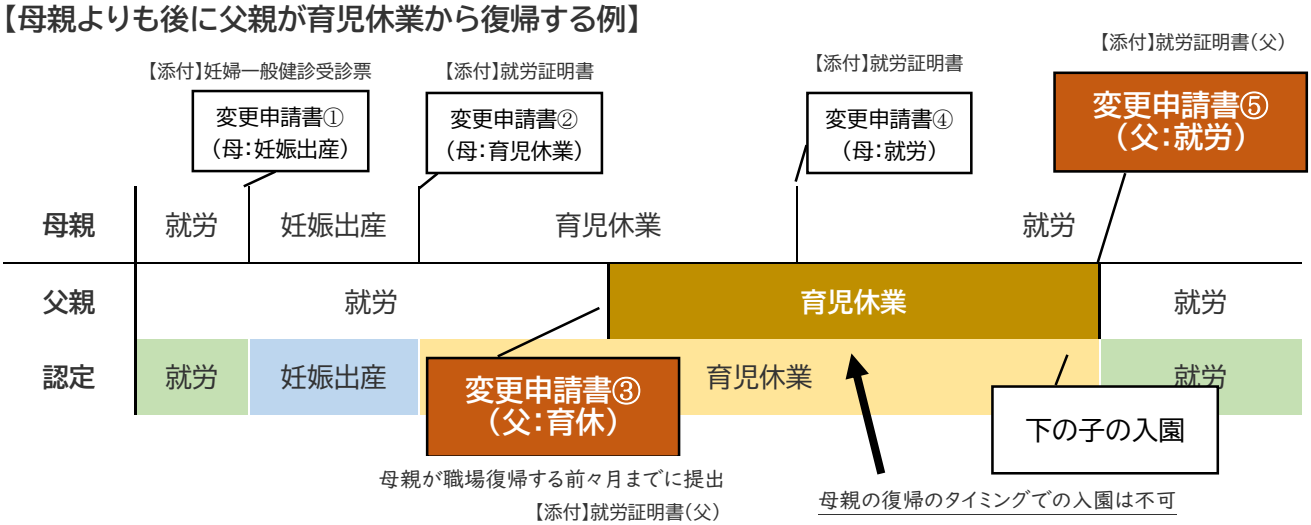

（4） 世帯の状況などの変更

保育料(利用者負担額)などに係る変更

下記の表に該当する場合は、保育料（利用者負担額）や副食費の徴収有無などが変更となる場合がありますので、届け出をお願いします。

○ 提出期限：理由が発生して以後速やかに（提出が遅れますと、不利益になる場合があります）
○ 提出書類：「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書（様式第8号）」及び下記表の添付書類
○ 提出先　：通園している施設、もしくは太田市役所こども課
○ 変更日　：原則、理由が発生した翌月の1日から。ただし、市町村民税の税額変更は年度内に限り遡って算定します。
（年度を超えての遡りはできません）

理由	必要書類
税申告などにより、市町村民税額が変わるとき	市町村民税申告が済んだことがわかる書類（申告書の控えなど） ※他市町村で課税されている方は、後日、変更後の税額が記載された「税額決定通知書」や「所得・課税証明書（税額控除額記載のもの）」の提出を求める場合があります。
婚姻した	・婚姻相手の保育の必要性を証明する書類 ・婚姻相手のマイナンバーを記載したマイナンバー記入用紙と確認書類 ※どちらも18～21ページを確認してください ※婚姻相手の保育の必要性が証明できない場合、退園になることがあります ※婚姻の事実がこども課で確認できない場合は、戸籍謄本等を添付してください
離婚した	※離婚の事実がこども課で確認できない場合は、戸籍謄本等の添付 （太田市外で届け出をした場合など）
母子父子認定を受けた	・福祉医療費受給資格者証、児童扶養手当証書のいずれかの写し
母子父子認定が解除になった	添付書類はありません
同居者が障がい認定を受けた	・各種障害者手帳のいずれかの写し
生活保護の受給を開始した	・生活保護受給者証

※上記以外でも、世帯の状況などに変わりがあった場合には、通園している施設またはこども課にご相談ください。
※事実が判明した時点で、届け出なく変更することがあります。
※確定申告書の提出等により年の途中で市民税額が変わるとき、こども課での確認が年度を跨いだ場合には遡って保育料変更ができません。申告書等の提出後、速やかにこども課への届出をお願いいたします。

（5）その他の届け出

理由	提出書類	提出期限	備考
保育施設の入園を辞退する（入園前）	・入園辞退届	入園する月の10日前まで	期限までに届け出がない場合、入園辞退またはその月の退園ができません。実際の登園有無に関わらず、保育料（利用者負担額）や副食費の支払義務が発生します。
通園中の保育施設を退園する（入園後）	・退園届（退所届）	退園する月の20日まで ※緊急に退園する場合は月末まで	
市外に転出する	・退園届（退所届）	転出届の提出時まで	太田市での保育の認定を解除するために提出します。
電話番号が変わる	・教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書（様式第8号）	変更後速やかに	
小学校就学前の兄姉が障がい者施設等（※）に入園する	・保育料多子軽減に伴う在園・在所証明書	兄姉の入園後速やかに	
就労先（雇用先）が変わった	・就労証明書	変更後速やかに	変更により就労時間等が変わり、保育の必要時間に変更が生じる場合は、認定変更の申請が必要です。

※特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部への入所、児童発達支援（ひまわり学園・シュシュ・こどもサポートきらり等）、医療型児童発達支援を利用している場合

市外転出後も、引き続き同じ施設に通園したい

父母の勤務先が太田市内にある場合や転出先の市町村で保育施設に空きがないなどで、引き続き市内の施設に通園するためには、転出先市町村で申し込みが必要です。

ただし、状況や要件によっては受け入れができない場合もありますので、転出前までに必ず太田市役所こども課にご相談ください。

（6） 現況届 （入園継続のための確認）

保育園の入園を継続するため、保育の必要性や認定内容などのご家庭の事情に変わりが無いか、1年に1度「現況届」で確認します。

現況届の提出対象者	2・3号（保育）認定を受けて保育施設に在園しているお子さま
お知らせ	施設を通じて、提出書類・締め切りなどをご案内します。
提出書類	○ 保護者全員分の「保育の利用が必要な事由」の証明書 ○ 該当者のみ提出する書類
提出先	オンラインで太田市へ提出 （市外施設通園の一部の方は郵送・窓口で提出）
注意事項	○ 保育の事由や世帯状況に変更がある場合は、**現況届を待たず通常の認定変更の手続きも**してください。特に、求職活動（起業準備）などで変更がないと利用期間が終了する方はご注意ください。 ○ 提出期限までに現況届が確認できなかった場合は、継続の意思がないとみなし、退園となる場合があります。 ○ 提出していただいた内容で、保育の必要性が確認できない場合も退園となります。

（7） 退園の手続き

施設を退園する場合は、在園している施設に申し出て手続きをしてください。

退園は月末です。退園を希望する月の20日までに手続きをしてください。
（自主的に月の途中から登園をしなかったとしても、保育料などは1か月分の支払いが必要です。）

5. 保育施設にかかるお金

（1） 2･3号認定での保育施設の利用にかかるお金

2･3号認定を受けて保育施設を利用する場合、保護者や家庭、利用方法に応じて次の費用がかかります。毎月1日に在籍している場合は、原則としてその月分の費用の支払いが必要です。

保育料（利用者負担額）と給食費（主食費、副食費）

【0～2歳児クラスのお子さま】

保育料（利用者負担額）	保護者（算定者）の市町村民税額に応じて、負担する金額が変わります。 なお、0～2歳児クラスのお子さまの保育料には、給食費（主食費、副食費）が含まれています。

【3～5歳児クラスのお子さま】

給食費	**主食費**	ごはん代のことで、3～5歳児クラスのお子さま全員、支払いが必要です。	給食費の金額は、施設によって異なります。
	副食費	おかず･おやつ代のことで、保護者（算定者）の市町村民税額によって、免除となることがあります。	

※3～5歳児クラスの方の保育料（利用者負担額）は手続き不要で無償化されています。

○ 保育料（利用者負担額）の金額と副食費の免除の有無については、市で計算･決定し、決定内容は施設経由で通知いたします。

その他、施設によってかかる費用

延長保育料	延長保育の有無、延長保育料は施設によって異なります。
その他、施設によってかかる実費	施設への見学･相談時によくご確認ください。

（2） 保育料（利用者負担額）、副食費免除の算定

保育料（利用者負担額）の金額や副食費の免除は、父・母の市町村民税所得割額の合計額により計算（算定）します。

算定の対象（算定者）	原則として、父・母 ※「家計の主宰者が異なる場合」は、祖父母等（直系の尊属）も含む	
算定の元となる金額	・市町村民税所得割額 （税額控除額（住宅借入金等特別控除、寄附金控除など）がある人は加算） を、算定者全員分で合計した金額	
算定期間	4月から8月まで → 前年度の市町村民税所得割額 9月から3月まで → 当年度の市町村民税所得割額	
	令和7年4月～8月	令和6年度市町村民税所得割額 （令和5年中の収入で計算）
	令和7年9月～令和8年3月	令和7年度市町村民税所得割額 （令和6年中の収入で計算）
保育料（利用者負担額）、副食費免除の基準	**本手引きの巻末の【太田市保育料（利用者負担額）表】をご確認ください**	

※「家計の主宰者が異なる場合」とは

算定の元となる金額は、原則として父母で合算した市町村民税所得割額ですが、**父母の市町村民税が非課税でかつ以下のような条件に当てはまる**ことで、その世帯の家計を主に担っている方が父母ではなく祖父母等であるときは、その祖父母等（直系の尊属）の市町村民税所得割額を加えます。

① 父母や入園児童を、祖父母等が市町村民税や健康保険等において扶養しているとき

② ひとり親世帯で祖父母等と同居していて、父または母の合計所得金額が次の基準のとき
（こどもが1人 → 合計所得金額が55万円以下　こどもが2人以上 → 75万円以下）

③ 父母と祖父母等が同居していて、父母の合計所得金額を合算した額が次の基準のとき
（こどもが1人 → 合計所得金額が105万円以下　こどもが2人以上 → 118万円以下）
（※父または母の合計所得金額が赤字のときは、0円として合算します。赤字額の差し引きはしません）

保育施設の運営費はその大部分が市・県・国の補助で賄われますが、一部は利用者の方でご負担いただきます。みなさんで施設を利用するためにも、保育料などのお支払いをお願いします。
太田市では保育料（利用負担額）を国の基準よりも安く設定しており、また、給食費の助成・第三子以降の保育料免除・0～1歳児のおむつ等の用意など、太田市に住む方の子育てを応援するための制度づくりに取り組んでいます。

「市町村民税所得割額」とはなんですか？

いわゆる住民税（市民税・県民税）のことです。
住民税は、その年の１月１日に住民登録のあった自治体で、前年の収入（所得）などに基づいて計算されます。
保育料の算定では市民税のみの額で計算します。住民税を元にして計算することで、所得の多少に伴って保育料の負担も変わることになります。

「市町村民税所得割額」の確認方法

以下は太田市での住民税の通知書による確認方法になります。他の自治体で住民税が課税されている方は該当の自治体にお問合せください。

【会社員、パートなどお勤め先の給与から住民税が徴収（天引き）されている方】

〇「特別徴収税額の決定・変更通知書」をご確認ください（毎年5～6月に会社経由で配布）

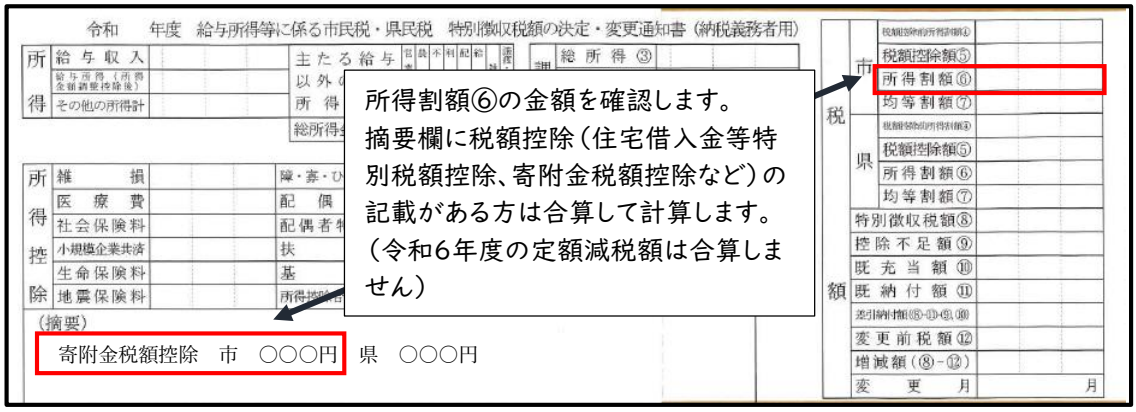

なお、株式の配当所得・譲渡所得や、調整額、外国税額控除額がある方は上記で計算した金額と実際の算定が異なる場合があります。また、ご自宅に届く次の「市民税・県民税税額決定通知書」もある方は、そちらの金額で計算します。

【自営業などで、ご自身で住民税を支払いする方、年金からの徴収の方】

〇「市民税・県民税税額決定通知書」をご確認ください（毎年6月にご自宅に送付）

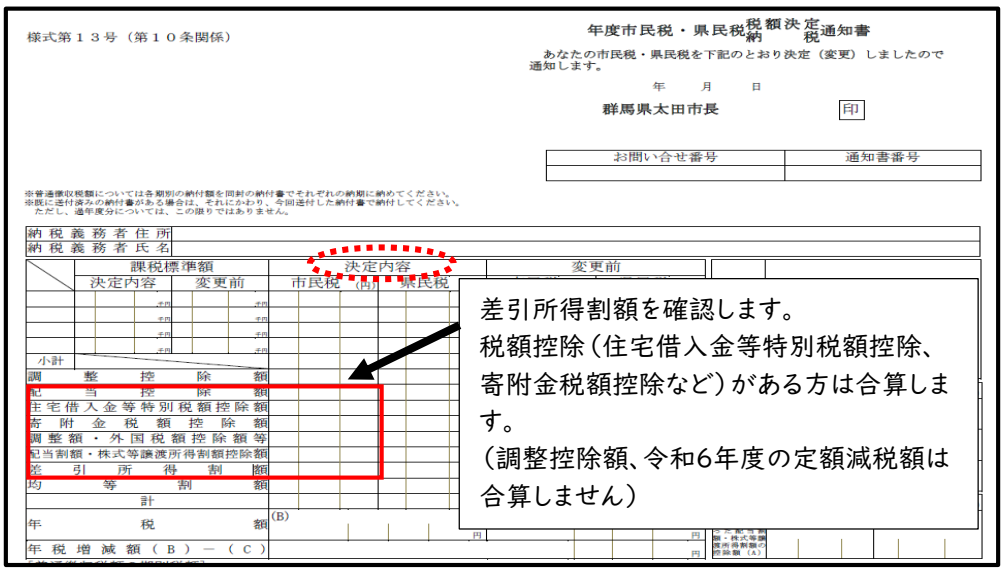

その他注意事項

○ 算定に必要な書類の提出が確認できない場合や、税金の申告が正しくない・期日までに済んでいないなどで市町村民税額が確認できない場合などは、保育料（利用者負担額）の計算や副食費の免除ができないため、最も高い金額（副食費の場合は免除なし）で決定します。

○ 市町村民税額が変わるときなどは、すみやかに届け出をしてください。年度を超えての遡った変更はできません。

○ 各年度の1月1日の住民税の基準日（賦課期日）に日本国内に住民登録が無い方は、国内・国外問わず前年の収入金額を記載した「収入申立書」の提出が必要です。また、収入申立書の内容で保育料（利用者負担額）や副食費免除を決定します。

（3） 保育料(利用者負担額)の支払い方法

※副食費の支払い方法・金額は、施設に確認してください。

認定こども園、幼稚園、市外公立保育園、小規模保育事業施設の方

利用する施設の指定する方法で、施設にお支払いください。

保育所、保育園の方

【口座振替(口座引き落とし)でのお支払い】

口座振替日	毎月**26日**（土・日・祝日の場合は翌営業日）		
口座振替の取り扱い金融機関（右記の本・支店）	群馬銀行	足利銀行	東和銀行
	三井住友銀行	アイオー信用金庫	栃木銀行
	しののめ信用金庫	ぐんまみらい信用組合	あかぎ信用組合
	中央労働金庫	太田市農業協同組合	新田みどり農業協同組合
	桐生信用金庫	足利小山信用金庫	ゆうちょ銀行
口座振替への切り替え	入園決定通知に同封されている「保育料口座振替依頼書」で、上記金融機関窓口で手続きしてください。依頼書はこども課窓口でも配布しています。 **金融機関での手続きをした月の翌々月から口座振替が開始されます。それまでは現金でのお支払いとなります。** （4月末までの手続き → 6月分から口座振替開始、5月分までは現金納付）		

※**振替不能の場合は再振替を行いません。**残高不足などで引き落としができなかった場合、翌月中旬以降に郵送される督促状に同封の納付書で現金でお支払いください。

※振替口座を解約したなどで口座引き落としを停止したい場合は、すみやかに認定変更申請書を提出してください。また、口座振替を再開する（別の口座に切り替える）場合は、再度、依頼書を提出してください。

【現金でのお支払い】

納付期限	毎月**末日**（土・日・祝日の場合は翌営業日）		
納付書	納入通知書（納付書）は、毎月、通園している施設経由で配布します （市外保育園に通園の方はご自宅へ郵送）		
納付場所	下記の太田市指定金融機関、太田市役所こども課の窓口、 市内の各保育園（集金袋などにより納付に対応している施設のみ）		
現金納付の 取り扱い金融機関 （右記の本・支店）	群馬銀行	足利銀行	東和銀行
	しののめ信用金庫	アイオー信用金庫	栃木銀行
	中央労働金庫	ぐんまみらい信用組合	あかぎ信用組合
	桐生信用金庫	太田市農業協同組合	新田みどり農業協同組合
	足利小山信用金庫	埼玉りそな銀行	－

※ゆうちょ銀行、三井住友銀行は現金納付の取り扱いはありません。

（4） 保育料（利用者負担額）の支払いが難しいとき

支払いが難しい場合には、必ずこども課に相談してください

納期限までの入金が確認できない場合、翌月に督促状が送付されます。
定められた納期限に納付されない方に対しては、延滞金が発生します。
さらに納付に応じない場合、ご相談をいただけない場合には、地方税の滞納処分の例に基づき、勤務先への給与調査や金融機関への預貯金調査などを行い、差押え等の強制処分を行います。

【滞納された保育料を児童手当で支払いできます】

児童手当受給者の方からお申出を受けて児童手当の支給額から滞納された保育料の支払いに充てることができます。お申込みはこども課で受付しています。（申出徴収）

また、督促状や催告書の送付後も支払いが確認できず、納付相談もない方は、児童手当受給者の方からのお申出の有無を問わず市の判断で、児童手当の支給額から滞納された保育料(現年分のみ)の支払いに充てます。（特別徴収）

施設の運営は、保護者の皆さまにご負担いただくほか、国・県・市の税金による負担で運営されております。保育料の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方や、入園できず待機している方に対する公平性に欠け、安定した保育の運営を妨げることとなります。
納期限までのお支払いにご協力をよろしくお願いいたします。

（5） 利用者負担の特例（保育料・給食費の減免、助成）

きょうだい同時入園の保育料の軽減（多子軽減事業）　【国の制度】

同一世帯から2人以上の小学校就学前のお子さまが保育施設等を利用している場合、保育料は最年長のお子さまから順に多子軽減対象2人目は半額、多子軽減対象3人目以降は無料となります。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2
一般世帯（例1）	無料	半額	全額					
	第3子	第2子	第1子					
一般世帯（例2）	半額	全額					○	小学生以上は人数にカウントしない
	第3子	第2子					第1子	
下記①の世帯	無料	半額					●	小学生以上も人数にカウントする
	第3子	第2子					第1子	
下記②の世帯	無料	無料					●	小学生以上も人数にカウントする
	第3子	第2子					第1子	

※手続きは不要です

※きょうだいの在園する施設によっては、在園証明書等の提出が必要です（→20ページ）

※金額については、巻末の【太田市保育料（利用者負担額）表】をご確認ください。

※例外として、以下の①もしくは②に当てはまる世帯の方は、小学生以上のきょうだいについても人数に含めます。

① 市民税所得割額が 57,700 円未満の世帯

② ひとり親世帯（医療母子・父子認定、児童扶養手当受給者）もしくは世帯員に障害者手帳を持つ方が居る世帯で、市民税所得割額が 77,101 円未満の世帯 （第1子の保育料は2,200円、第2子以降は無料）

4月からの保育料が急に高くなりました、なぜですか？

上の表で「一般世帯（例1）」だった方で、上のお子さまが保育施設を卒園し4月から小学生となった場合、①か②に当てはまらなければ一般世帯（例2）に該当し、一番上のお子さまを人数にカウントしなくなったことで、下のお子さまの保育料の軽減（半額）または免除が無くなります。

第3子以降のお子さまの保育料の免除(減免)　【太田市独自】

前ページの「一般世帯(例2)」の場合は、小学生以上のお子さまは人数にカウントしません。
しかし、太田市では、第1子・第2子のお子さまの就園状況や年齢に関わらず、**第3子以降のお子さまが太田市の認定を受けて認可保育施設に在園し保育料が発生する場合、その保育料を免除します。**

対象となる条件	○ 児童の保護者が、婚姻していない子どもを3人以上養育していること ○ 保護者・児童の住所がともに太田市にあること ○ 市税など(市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料(利用者負担額))に滞納がないこと
申請	**毎年、申請が必要です。** 申請が無い場合は免除の対象となりません。入園決定後、決定通知書に同封する案内の2次元コードより Web から申請をしてください。
注意事項	3~5歳児クラスのお子さまは保育料が無償化されていますので、申請は不要です (年度当初(4月1日)が3歳未満のお子さまのうち、1号認定のお子さまは申請不要で、2・3号認定のお子さまは申請が必要です)

給食費助成(OTACO)　【太田市独自】

太田市では、私立幼稚園、保育園、認定こども園に太田市から1号・2号の認定を受けて通うお子さまの給食費を支払った場合、**OTACO(太田市内で使えるデジタル金券)の coin で助成します。**

助成金額	月額上限4,400円(小学校の給食費相当) ※国の制度による副食費の免除分を含め、4,400 円まで
申請方法	対象者には申請案内を SMS(携帯電話へのショートメッセージ)で送付または郵送します。
その他要件 支給時期など	その他要件、支給時期、OTACO 登録方法など、 くわしくは太田市 HP をご確認ください → 付与金額がわかるチェックシートなども用意しています。

※市内の公立幼稚園(藪塚本町南幼稚園)は、給食費が無料ですので助成の申請は不要です。

6. 教育施設の申し込み・その他

小学校就学前の教育を希望される場合は、幼稚園や認定こども園（教育部分）を利用することができます。

（1） 申し込みに必要な要件

教育施設は、保護者・ご家庭の状況に限らず申し込むことができます。

利用の開始（入園）時期は、直接施設にご相談ください。
なお、入園月に関わらず、1号認定は満3歳になった翌月からの認定です。 ※1日生まれの方は当月から

（2） 利用のイメージ

教育施設の利用時間はおおむね4時間です。（各施設によって異なりますので確認してください）

【教育時間の一例】 ※施設によって異なります

	10:00	14:00
必要に応じて預かり保育	**教育時間**	必要に応じて預かり保育

預かり保育の有無、条件や料金なども、各施設によって異なりますので確認してください

（3） 申し込み先

教育施設の入園申し込みは、**各施設に直接行います。**

1号認定の申請も、原則として施設に申請書を提出し、施設から太田市が申請書を受領します。

太田市内の教育施設（幼稚園・認定こども園）は、公立藪塚本町南幼稚園を除いてすべて私立です。教育方針、授業の内容、施設の雰囲気、行事やイベント、入園前・入園後の費用など、それぞれ個性・特色があります。事前によくご検討いただき、お子さまに合った施設を見つけましょう。

（4） 入園までの流れ

① 本冊子や「はじめてガイドブック」「施設一覧・マップ」などをよく読み、情報収集をしましょう

② 利用を希望する教育施設を検討しましょう

施設が用意しているパンフレットやホームページなどが参考になります。

③ 入園説明会・見学会

入園説明会や見学会は、主に5月下旬ごろから7月にかけて、各施設が独自に実施しています。
広報おおた（5月ごろ）でもご案内します。
見学会以外の時期での見学などは、各施設にご相談ください。

④ 入園の申し込み

各施設に直接、申し込みです。
申し込みの締め切り、願書など必要書類の配布時期などについては各施設に確認してください。

⑤ 選考、入園の内定

選考方法、基準などは施設によって異なります。
選考後、施設から入園の内定を受けます。

⑥ 施設を通じて1号認定の申請

施設を通じて、「教育・保育給付認定申請書」を太田市役所こども課にご提出いただきます。
太田市役所より、申請書の内容について電話などで確認することがあります。ご協力お願いします。
後日、太田市より1号認定の支給認定通知書が届きますので、大切に保管してください。

⑦ 入園

入園時の手続きなど、各施設の指示に従い、利用契約を結んでください。
施設の注意事項、重要事項説明書などもよく確認してください。

（5） 教育時間外の預かり保育

幼稚園や認定こども園では、教育時間の前後に預かり保育を実施している施設があります。保護者の仕事の都合、きょうだいの学校行事など、必要に応じて利用できます。

利用のためには、別途「預かり保育料」がかかります。利用を検討している場合は、通園中の施設にご相談ください。

預かり保育料の無償化（新2号、新3号認定）

預かり保育を利用する保護者に、家庭の保育ができない理由がある場合は、別途申請し認定を受けることで預かり保育料の無償化を受けることができます。

申請先は通園している施設、または太田市役所こども課です。

※おやつなどの実費徴収は対象外です

※最短で、申請日（こども課で申請が確認できた日）から日割りで助成します。書類の不備などがあると、書類が整うまで認定できませんのでご注意ください。

【3～5歳児 （新2号認定）】

認定の要件	児童の保護者いずれもが「保育の利用が必要な事由」（→6ページ）に該当する
申請に必要な書類	教育・保育給付認定（変更）申請書兼施設等利用給付認定申請書（様式第12号の2） 保護者の「保育の利用が必要な事由」を証明する書類（→18ページ）
無償化金額	月額最大 11,300 円まで ※1日あたり450円が上限

【満3歳 （新3号認定）】

認定の要件	○ 児童の保護者いずれもが「保育の利用が必要な事由」（→6ページ）に該当する ○ **住民税が非課税の世帯**
申請に必要な書類	教育・保育給付認定（変更）申請書兼施設等利用給付認定申請書（様式第12号の2） 保護者の「保育の利用が必要な事由」を証明する書類（→18ページ）
無償化金額	月額最大 16,300 円まで ※1日あたり450円が上限

※新2号・新3号認定を受けている方は年に1度「現況届」の提出があります。（→38ページ）

（6） 入園後の手続き（認定の変更など）

申し込んだ時点での内容から（認定の内容）から家庭の状況が変わったときは、すみやかに施設へ報告し指示を受けてください。内容によっては、太田市に手続きが必要なことがあります（施設を通して提出することもできます）。

「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書（様式第8号）」の提出が必要な場合もあります。

理由	必要書類など
1号認定（教育）から 2号認定（保育）に切り替える	18ページの保育施設申し込みと同様の書類を用意し、変更月前月の 20 日までに提出してください。また、施設の定員に空きがないと申し込みができませんので、よく施設と相談してください。
税申告などにより、 市町村民税額が変わるとき	市町村民税申告が済んだことがわかる書類（申告書の控えなど） ※他市町村で課税されている方は、後日、変更後の税額が記載された「税額決定通知書」や「所得・課税証明書（税額控除額記載のもの）」の提出を求める場合があります。
婚姻した	婚姻相手のマイナンバーを記載したマイナンバー記入用紙と確認書類 ※婚姻の事実がこども課で確認できない場合は、戸籍謄本等を添付
離婚した	※離婚の事実がこども課で確認できない場合は、戸籍謄本等の添付 （太田市外で届け出をした場合など）
母子父子認定を受けた	福祉医療費受給資格者証、児童扶養手当証書のいずれかの写し
母子父子認定が解除になった	添付書類はありません
同居者が障がい認定を受けた	各種障害者手帳のいずれかの写し
生活保護の受給を開始した	生活保護受給者証
退園したい	施設に申し出て、指定の手続きをしてください

※副食費の免除有無が変わる場合、原則として申請の次の月から変更しますが、市町村民税額の変更のみ年度内に遡って変更します（年度を超えて遡りはしません）。

※申請が無くても事実が明らかであるときは、職権により変更が行われる場合があります。

上記の表以外に、住所変更・電話番号の変更など、世帯の状況などに変わりがあった場合には、通園している施設またはこども課にご相談ください。

（7） 1号認定での教育施設の利用にかかるお金

1号認定を受けて教育施設を利用する場合、保護者や家庭、利用方法に応じて次の費用がかかります。毎月1日に在籍している場合は、原則としてその月分の費用の支払いが必要です。

利用者負担額と給食費（主食費、副食費）

1号認定の利用者負担額は、手続き不要で無償化されています。

給食費	**主食費**	ごはん代のことで、全員、支払いが必要です。	給食費の金額は、施設によって異なります。
	副食費	おかず・おやつ代のことで、保護者（算定者）の市町村民税額によって、免除となることがあります。	

○ 副食費の免除の有無については、市で計算・決定し、決定内容は施設経由で通知いたします。

その他、施設によってかかる費用

預かり保育料	預かり保育の有無、預かり保育料は施設によって異なります。 （預かり保育料は助成される場合があります →48ページ）
その他、施設によってかかる実費	施設への見学・相談時によくご確認ください。

（8） 副食費免除の算定

副食費の免除の算定方法は保育認定と同様に行います。40～42ページおよび巻末の表をご確認ください。
なお、支払いの方法は、施設にご確認ください。

給食費助成（OTACO）

太田市では、私立幼稚園、保育園、認定こども園に太田市から1号・2号の認定を受けて通うお子さまの給食費を支払った場合、OTACO（太田市内で使えるデジタル金券）の coin で助成します。
くわしくは45ページをご確認ください

7. 巻末付録

（1）よくあるご質問（Q&A）

保育施設の入園申し込みについてのよくあるご質問

	Q	A
1	保育施設の空き状況を教えてください。 保育施設の具体的な募集人数を教えてください。	募集状況については、各受付期間に定められた日に太田市 HP や太田市 LINE で公開しています。 ただし、新年度入園募集においては、選考までの間に施設側も調整が必要なため、具体的な募集人数は公開していません。
2	人気の施設はどこですか。 おすすめの施設はどこですか。 〇〇保育園の特色について教えてください。	太田市では、特定の施設の紹介はしていません。各施設のパンフレットやホームページなどで情報収集しながら、家庭の状況・お子さまの様子など、様々な観点からご自身での目で施設を選び、申し込んでください。
3	〇〇保育園は、いつなら空きが出ますか。 〇〇保育園は、入りやすいですか。	太田市では各施設から募集状況を元に申し込み・選考を行っているのみで、各施設の募集予定などは把握しておりません。特に、随時（途中）入園募集は各施設のお子さまや保育士の状況などにより募集が行われるもので、いつごろ定員が空くかどうかはわかりません。 なお、一般的に、新年度入園の1次募集は各施設ともに募集が最も多くなる傾向にあります。
4	空きが無い施設でも、一応申し込みができますか。	各募集時期の募集状況表で空き定員がない施設は申し込みできません。
5	申し込めば必ず入園できますか。	各申し込み時期に、定員よりも希望するお子さまが多かった場合には施設ごとに選考が行われます。申し込み時に第3希望まで記入しますが、全ての希望施設が選考となり、入園が叶わないことも起こりえます。 なお、第3希望まで記入された方で、第3希望施設までの入園が叶わなかった場合には、選考終了時点で定員に空きのある施設を保育の優先度順に紹介します。
6	希望施設を1つのみ記入する場合と、3つまで記入する場合には、1つのみ記入している方が優先されますか。	希望施設の記入数で優先順位は変わりません。ただし、第2または第3希望を「なし」と記入した方には、（5）で説明した空き施設の紹介は行いません。
7	申し込みのために見学・相談は必要ですか。	以下の2つの理由で、必要です。 ①太田市の保育施設はすべて私立で、施設によって保育方針・施設の雰囲気などが大きく異なります。申し込み前に実際に施設を見学していただき、本当に通園を希望する施設のみ、申し込んでください。 ②保育施設は大切なお子さまを集団で保育する場所です。安全な保育の実施のため、お子さまの健康状況によっては、受け入れができない場合があります。対応の可否はお子さまの実際のようす、症状により異なりますので、見学・相談時に施設にくわしく伝え、通園可能かどうか確認してください。
8	医師によるアレルギーの診断はありませんが、食べさせていない食品があります。この場合も施設に相談が必要ですか。	施設に配慮を求めるのであれば、申し込み前に対応可能か相談・確認してください。

9	どの施設を希望すればいいのかわかりません。	23ページの下段などをご確認ください。
10	出生前の子どもの入園を申し込みできますか。	申し訳ありませんが、出生前のお子さまは申し込みできません。出生届提出後の募集から申し込みできます。
11	生後何か月から入園できますか？	施設において集団生活に支障がないことが条件です。概ね9週目以降としていますが、お子さまの発育（首すわりの状態など）によっては対応できないことがあります。希望施設によくご相談ください。
12	申し込みにあたり、就労証明書が締め切りに間に合いません。どうすればよいですか。	申し込み期日までに必要書類が揃わない場合、申し込みできません。時間に余裕をもってご準備をお願いします。 どうしても間に合わない場合やご事情がある場合は、事前に早めのご相談をお願いします（ご相談によって申し込みを確約するものではありません）。
13	2か所の会社で働いています。就労証明書は2つ必要ですか。また、標準時間・短時間の判断は、2か所の勤務時間を足した時間で判断するのでしょうか。	2つ必要です。また、標準時間・短時間などの保育必要量の判断は、2か所の勤務時間を足した月の就労時間で判断します。
14	父（母）がデイトレーダーとして投資活動で収入を得ています。保育施設に預けることができますか。	原則として投資活動は「保育の利用が必要な事由」として認定できません。ただし、税務署への開業届などで業務として継続的にデイトレードを行っていることが確認できる場合は、「就労」として認定します。
15	まだ仕事が決まっていません。保育施設の申し込みはできないのでしょうか。	「求職活動（起業準備）」を理由として入園申し込みができ、入園が決定した場合、3か月間利用できます。
16	「求職活動（起業準備）」で入園を申し込みました。認定期間の3か月後までに就労できなかった場合、どうなりますか。	原則として退園となります。 なお、認定こども園で満3歳以上の方は、施設の定員の空き次第では1号（教育）認定への切り替えが可能です。施設に相談してください。
17	無職の祖父母と同居していると、保育施設に申し込みできないのですか。	同居の祖父母の有無・その状況に関わらず、父母に「保育の利用が必要な事由」があれば、申し込みできます。ただし、選考においては多少不利になる場合があります。 なお、父母が不存在でお子さまの保護者（現に監護している者）が祖父母である場合については、祖父母の「保育の利用が必要な事由」が必要です。
18	【新年度入園募集（Web 申し込み）】 Web と窓口のどちらで申し込みをしたら良いかわかりません。 また、Web 申し込みが選考で有利になりますか。	Web 申し込みに対応している内容であれば、Web での申し込みをお願いしています。なお、申し込み方法の違いによって選考などで有利・不利になることはありません。 窓口申し込みはたいへん混雑する一方で、Web 申し込みは市役所へ来庁することなく、期間中の24時間いつでも申し込みができますので、ぜひご活用ください。 Web 申し込みを一度試してみて、どうしても難しいようであれば窓口申し込みへお越しください。
19	【新年度入園募集（Web 申し込み）】 Web 申し込みでは、添付書類はどのように提出しますか。	メールやメッセージアプリなどで友人に写真を送るようなイメージで、添付書類の写真を撮影し、Web 申し込みフォームから直接送信します。 なお、就労証明書などを会社がデータで保護者様に渡した場合には、直接そのデータ（PDF など）を送ることもでき、印刷の手間はありません。
20	【新年度入園募集（Web 申し込み）】 Web 申し込みのセキュリティが心配です。	申し込み内容は、太田市の限られた担当職員のみが閲覧できるようになっています。Web 申し込みでは、入力いただいた申し込み内容は暗号化通信で LGWAN という自治体専用の独立したネットワークに送信されます。LGWAN には太田市役所の外部からアクセスすることはできません。
21	申請書の記載内容が多い、質問項目が多いのはなぜですか。	申し込みは認定申請と利用申し込みが一体となっており、保育施設への入所や選考、保育料の計算、その他で必要な項目をお聞きしています。記載例を確認しながら記入をお願いします。 またWeb申し込みでは、一問一答で質問に答えながら進んでいくことで過不足なく申し込みが完了するようになっています。

22	育児休業明けの予約入園申し込みをしました。結果はいつ分かりますか。	育児休業明けの予約入園申し込みであっても他の方と変わらず、結果の通知は、随時入園であれば申し込み月の20日ごろ、新年度募集であれば定められた日に、送付します。 （→ 24ページ）
23	2人目のこどもを出産することになり、産休・育休に入ります。1人目のこどもが保育施設に通っていますが、退園しなければなりませんか。	1人目のお子さまは退園せずにそのまま通うことができます。ただし、①妊娠・出産への認定変更申請 → ②育児休業継続利用への認定変更申請と、2度手続きが必要です。また、育児休業期間中は保育短時間の認定となります。（育児休業が取得できない場合は、他に保育の利用が必要な事由が無いと退園となります）
24	転園したいです。転園を希望する施設に入園できない場合は、元の園にそのまま通えますか。	申し込み時に退園届を提出していただきますが、転園先の施設に入園できなかった場合には、退園届は無かったこととなり、そのまま通うことができます。
25	下の子の育児休業で上の子が継続利用中です。事情により、上の子の保育施設を転園したいのですが。	育児休業で継続利用中の方は転園できません。これは本来、育児休業を取得すると保育の必要性が無くなり保育園が退園となるところ、太田市では上のお子さまの保育環境を変えないことを優先し、特別に継続利用を認めているためです。
26	子どもの父親（母親）は離婚調停中で別居しています。申し込みにあたって、父親（母親）の書類は必要ですか。	原則として、父親（母親）の「保育の利用が必要な事由」の証明書（就労証明書など）が必要となります。ただし、弁護士や家庭裁判所などから、相手方の各種書類が提出できないことが客観的に証明できる場合は、その証明書をご提出いただくことで、申し込み時に相手方の書類は不要になります。 ただし、保育料（利用者負担額）の算定にあたっては、離婚が成立するまでの間、父親（母親）の市町村民税所得割額を含めて計算する場合があります。

保育料（利用者負担額）についてのよくあるご質問

	Q	A
27	保育料の支払いが納期限までにできません。どうしたらよいですか。	納期限をすぎてしまうことが分かった時点で、早めに太田市役所こども課までご連絡ください。納付が難しい場合も、こども課までご相談ください。なお、児童手当からのお支払いも可能です。
28	口座引き落としの手続き（口座振替依頼書の手続き）をしたのに、現金の納付書が届きました。なぜですか？	金融機関で口座引き落としの手続き（申し込み）をした月の翌々月から口座引き落としが開始になります。開始までの間は現金でのお支払いをお願いします。入園が決定したら、早めの手続きをおすすめします。
29	残高不足で保育料の口座引き落としができませんでした。どうしたらよいですか。	残高不足などにより口座振替ができない場合でも、再振替（再引き落とし）は行いません。太田市役所こども課の窓口でお支払いができますので、ご来庁ください。また、翌月中旬ごろまでに支払いがない場合は督促状を発行します。督促状の指定期日までに納付書でお支払いください。
30	督促状が届きました。なぜですか。	毎月の納期限を過ぎても（口座引き落としの場合は期日での振替ができなかった場合）お支払いが確認できない場合、支払いについてお忘れが無いか、ご確認とお尋ねのために督促状を送付しています。そのまま督促状に添付されている納付書でお支払いいただくか、お支払いが難しい場合は必ず太田市役所こども課にお問合せください。
31	市町村民税所得割額はどのように計算されますか。	その年度の前年中の収入について、確定申告書や給与支払報告書などを元に計算されます。くわしい計算方法などについては、市民税課にお問合せください。
32	保育料（利用者負担額）の計算、副食費の免除の有無について、同居の祖父母の収入は関わりますか。	原則として、父母の市町村民税所得割額で計算します。 ただし、世帯の家計を担っている方が父母以外であると判断できる場合、条件によっては祖父母の市町村民税所得割額を元に計算します。（40ページ）

33	9月以降の保育料が急に高くなりました。なぜですか。	4月～8月までは前年度の市民税所得割額（前々年の収入）で、9月～3月は当年度の市民税所得割額（前年の収入）で保育料を算定します。9月で算定の元となる年度が切り替わりますので、前々年の収入よりも前年の収入が増えると、保育料も金額が変わる場合があります。

教育施設、1号（教育）認定についてのよくあるご質問

	Q	A
34	太田市外の幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）に申し込みできますか。 ／太田市外に住んでいますが、太田市の幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）に申し込みできますか。	保育施設のような広域入所の要件はなく、各施設が利用可能と判断すれば、申し込み可能です。 ただし、教育認定を行うのは施設の所在地に関わらずお住まいの自治体となります。

教育・保育の認定についてのよくあるご質問

	Q	A
35	認定こども園に通っています。施設はそのままで、1号認定から2号認定へ変更できますか。（その逆で、2号認定から1号認定へ変更できますか。）	可能です。ただし、1号認定と2号認定では定員が異なり、定員の管理は各施設で行っているため、変更が可能かどうかをまずは施設へご相談ください。施設で変更が可能な場合は、必要書類を揃えて、変更月前月の20日までに提出してください。
36	2号認定と新2号認定の違いはなんですか。	2号認定は保育の利用のための認定です。要件により最長11時間までの保育が可能です。 新2号認定は、1号（教育）認定で通園している方で、預かり保育の料金を無償化（助成）するための認定です。
37	新2号は何歳から認定できますか。	年少クラス～年長児クラスのお子さま（満3歳に達する日以後、最初の3月31日を経過し、小学校就学前までのお子さま）が対象です。満3歳で年少未満クラスの1号認定となっているお子さまは、新年度に年少クラスになってからの認定です。
38	変更申請書の提出はいつまでですか。	提出期限は変更月前月 20 日までです。20 日を過ぎる場合は、通園している施設にご相談の上、太田市役所こども課まで提出してください。なお、変更月前月までに提出が無い場合は変更できません。

その他のご質問

	Q	A
39	これから第一子を出産します。産まれてくる子どもが小学校就学までどのように過ごしたら良いか分かりません。	小学校就学前までの0～5歳の間は、さまざまな制度・施設・過ごし方があります。 まずは、「はじめてガイドブック」と本手引をお読みいただき、ご家庭の状況と希望を踏まえてご検討ください。また、不明な点、相談したいことがある場合には、各施設や太田市役所こども課にご連絡ください。

（2） 太田市利用者負担額(保育料)表

太田市の利用者負担額(保育料)について　　令和6（2024）年度

※1号(教育)認定を受けて通っている方と3歳児以上で2号(保育)認定を受けて通っている方は利用者負担額(保育料)は無償で0円となります。

太田市利用者負担額(保育料)表　　単位:円

在籍児童の属する世帯の階層区分				利用者負担額(3号は主食・副食費を含む) 2024(令和6)年4月1日において					副食費(おかず代)	
階層	階層	区分	多子(きょうだい)カウント	第1子		第2子（注3）		第3子（注3）	1号	2号(3歳児以上)
				3号(3歳未満)		3号(3歳未満)		3号(3歳未満)	教育	保育
1号	2・3号			保育		保育		保育	標準時間	標準・短時間
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準・短時間		
1	1	生活保護世帯等（注1）	年齢制限無し	0	0	0	0	0	国免除	国免除
2	2	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0		
3	3	市町村民税均等割のみ課税世帯		6,600	6,500	3,300	3,250	0		
		要保護世帯等（注2）		2,200	2,200	0	0	0		
4	4	市町村民税所得割課税額（年額） 48,600円未満		7,900	7,800	3,950	3,900	0		
		要保護世帯等（注2）		2,200	2,200	0	0	0		
	5	48,600円		11,200	11,000	5,600	5,500	0		
5		48,601円以上　54,000円未満								
		要保護世帯等（注2）		2,200	2,200	0	0	0		
6	6	54,000円以上　56,000円以下		13,300	13,100	6,650	6,550	0		
		56,001円以上　57,700円未満								
		57,701円以上　58,000円未満	要保護世帯のみ年齢制限無し					★		徴収
		要保護世帯等（注2）		2,200	2,200	0	0	0		国免除
	7	58,000円以上　64,000円未満		14,600	14,400	7,300	7,200	★		徴収
		要保護世帯等（注2）		2,200	2,200	0	0	0		国免除
	8	64,000円以上　68,000円未満		15,600	15,300	7,800	7,650	★		徴収
		要保護世帯等（注2）		2,200	2,200	0	0	0		国免除
	9	68,000円以上　74,000円未満		17,200	16,900	8,600	8,450	★		徴収
		要保護世帯等（注2）		2,200	2,200	0	0	0		国免除
	10	74,000円以上　77,101円未満		17,500	17,200	8,750	8,600	★		徴収
		要保護世帯等（注2）		2,200	2,200	0	0	0		国免除
7	11	77,101円以上　78,000円未満	年齢制限あり	17,500	17,200	8,750	8,600	★同時就園の場合のみ無償（注3）	徴収（施設が定める額を支払う）	徴収（施設が定める額を支払う）
	12	78,000円以上　84,000円未満		17,800	17,500	8,900	8,750			
	13	84,000円以上　89,000円未満		18,000	17,700	9,000	8,850			
	14	89,000円以上　97,000円未満		18,500	18,200	9,250	9,100			
	15	97,000円以上　102,000円未満		18,800	18,500	9,400	9,250			
	16	102,000円以上　109,000円未満		22,000	21,600	11,000	10,800			
	17	109,000円以上　115,000円未満		24,000	23,600	12,000	11,800			
	18	115,000円以上　133,000円未満		27,000	26,500	13,500	13,250			
	19	133,000円以上　151,000円未満		28,000	27,500	14,000	13,750			
	20	151,000円以上　169,000円未満		28,500	28,000	14,250	14,000			
	21	169,000円以上　190,000円未満		32,000	31,500	16,000	15,750			
8		190,000円以上　211,200円以下		35,000	34,400	17,500	17,200			
		211,201円以上　235,000円未満								
	22	235,000円以上　301,000円未満		37,000	36,400	18,500	18,200			
	23	301,000円以上　397,000円未満		40,000	39,300	20,000	19,650			
	24	397,000円以上		45,000	44,200	22,500	22,100			

（注1） 生活保護世帯等とは、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯です。また、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行うもの及び第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者についても生活保護世帯等に含みます。

（注2） 要保護世帯等とは、ひとり親世帯（医療母子父子認定、児童扶養手当受給者）や世帯員に障害者手帳（療育手帳等）を持つ世帯のことです。

（注3） 利用者負担額（保育料）について、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育施設児童発達支援、医療型児童発達支援、特定地域型保育事業に同時就園している場合は、2人目児童の利用者負担額を半額（表の第2子を参照）、3人目以降の児童の利用者負担額を無料（表の第3子を参照）としています。つまり保育園等を利用する最年長の児童が第1子カウントとなります。

- （1） 利用者負担額は保護者の市町村民税額（税額控除前の所得割額）を基に算定します。市町村民税が未申告の場合は最高階層（第24階層もしくは第8階層）として算定します。
- （2） 3号認定が満3歳になり2号認定を改めて受けた場合、年度中（2歳児クラスの間）の利用者負担額（保育料）は3号認定のままであり、翌年度の利用者負担額（保育料）から2号認定の無料となります。
- （3） 1号及び2号認定の主食費・副食費については、利用者負担額に含まれていません。施設が定める費用を支払う必要があります。
- （4） 利用者負担額（保育料）、主食費・副食費の他に、施設が定める必要経費（教材費、送迎費ほか）の徴収がされる場合があります。詳細は直接施設にお問合せください。
- （5） 副食費については、**国の制度として、**①1号認定で市民税所得割額が77,101円未満の世帯、②2号認定で市民税所得割額が57,700円未満の世帯、③2号認定で要保護世帯（注2）の場合は77,101円未満の世帯、④1号認定および2号認定で同時就園の第3子以降の場合の、①から④いずれかに当てはまる場合は**副食費（おかず代）が免除**になります。公立幼稚園については太田市立幼稚園給食費徴収規則をご覧ください。

  同時就園の第3子とは、1号認定は世帯の生計を一にする**小学3年生までの児童**を上から順に数えて3番目、**2号認定**は世帯の生計を一にする就学前で**保育施設等を利用している児童**を、上から順に数えて3番目となります。
- （6） 2024年4月1日時点の状況です。今後変更となる可能性があります。

太田市 教育・保育施設 入園申し込み／利用の手引き

令和7年度（2025年）向け （令和6年7月作成・発行）

みいつけた！家族の笑顔増えるまち

おおたの子育て支援

【本冊子のお問合せ】

太田市役所 こども課 入園児童係

0276-47-1943

（お問合せの前に43ページからの「よくあるご質問」もご確認ください）